

令和6年3月4日

令和6年

総務常任委員会会議録

清須市議会

令和六年

総務常任委員会会議録

清須市議会

令和6年3月定例会

総務常任委員会

令和6年3月4日

総務常任委員会

開 催 日	令和6年3月4日
時 間	午前9時30分～午後4時11分
場 所	委員会室
出 席 議 員	富田 雄二、加藤 光則、成田 義之、浅井 泰三 伊藤 嘉起、林 真子、大塚 祥之
欠 席 議 員	な し
出 席 理 事 者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 丹羽危機管理部長 三輪会計管理者 吉田監査委員事務局長 檜本総務部次長兼総務課長 飯田総務部次長兼財産管理課長 辻総務部次長兼収納課長 吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長 岡田人事秘書課長 林企画政策課長 沢田企業誘致課長 服部財政課長 渡辺税務課長 舟橋危機管理課長 平野会計課長 瀬尾学校教育課長 木全監査課長 渡邊人事秘書課課長補佐 神野企画政策課課長補佐 杉原企画政策課課長補佐 三宅企業誘致課課長補佐 堀江総務課課長補佐 馬場総務課課長補佐 山下財産管理課課長補佐 川村税務課課長補佐 酒井税務課課長補佐 浅井収納課課長補佐 炭竈危機管理課課長補佐 石黒会計課課長補佐 藤田監査課課長補佐 横幕人事秘書課係長 清水人事秘書課係長 山口企画政策課係長 石附財政課係長 小出財産管理課係長
関 係 職 員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 炭竈議事調査課係長
議案又は協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備 考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会します。

去る2月29日の本会議において、総務常任委員会に付託となりました議案について審査します。

総務常任委員会の所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計課、監査委員及び他の常任委員会の所管に属さない事項としての議事調査課です。

日程としましては、はじめに企画部、会計課、監査委員及び議事調査課の所管分について審査した後、総務部及び危機管理部の所管部分について審査したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」 の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

異議はございませんので、先ほど申したとおり進めさせていただきます。

この後、審査に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁に入ってくださいようお願いします。

各委員の質疑におかれましては、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長において議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

また、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合は、その旨を宣言し、内容が逸脱しないようしてください。

それでは、最初に議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の企画部、会計課、監査委員及び議事調査課の所管分について、歳入、歳出、続けて説明をお願いいたします。

沢田企業誘致課長。

企業誘致課長 (沢田 茂君)

企業誘致課長、沢田です。

議案第1号について、総務常任委員会企画部及び会計課所管分の歳入について御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にしていただき、令和6年度一般会計特別会計予算書及び説明書の22、23ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度4,521万5,000円のうち、1節総務管理費補助金1,154万8,000円です。

30、31ページをお願いします。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、本年度1億1,453万7,000円のうち、1節総務管理費委託金1万2,000円と4節統計調査費委託金、説明欄3行目の統計調査員確保対策事業委託金1万8,000円から、一番下の農林業センサス調査事務市町村交付金162万円までです。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、本年度1万6,000円、1節利子及び配当金は、説明欄1行目の財政調整基金利子から、32、33ページをお願いします。

同じく、説明欄1行目の美術振興基金利子までで、各種基金利子の窓口計上です。

18款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと寄附金、本年度2億1,000万円、1節ふるさと寄附金です。

34、35ページをお願いします。

21款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、本年度1,000円の窓口計上、1節預金利子です。

36、37ページをお願いします。

5項雑入、2目雑入、本年度8億2,312万5,000円のうち、2節総務費雑入、説明欄1行目の生命保険等事務手数料89万9,000円から13行目、市制20周年職員等啓発協力金770万円と、下から4行目の県証紙売りさばき手数料10万円です。

38、39ページをお願いします。

8節消防費雑入、説明欄1行目、水場川排水機場職員派遣費負担金1,000円の窓口計上です。

歳入につきましては、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

私からは、議会事務局、人事秘書課所管の歳出について説明をさせていただきます。

42ページ、43ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度2億3,939万5,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度7億3,662万1,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

主なものは、説明欄を御覧いただきまして、人事管理費のうち、育休等人材派遣費6,556万1,000円です。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

2目文書広報費、本年度4,146万5,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

私からの説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

平野会計課長。

会計課長（平野 嘉也君）

会計課長、平野でございます。

私からは、会計課所管分について説明をさせていただきます。

1段飛びまして、4目会計管理費、本年度予算3,277万円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

会計課所管分については、以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

私からは、企画政策課及び企業誘致課所管分を御説明いたします。

それでは、46ページ、47ページを御覧ください。

6目企画費、本年度2億4,483万4,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、説明欄、企画費1億1,042万円から一番下、企業誘致費134万3,000円です。

その下、7目電算管理費、本年度5億1,752万円、8節旅費から18節負担金、補助及び

交付金までで、電算管理費4億6,084万円、情報化推進費1,933万5,000円、行政デジタル化推進費のうち、企画政策課所管は、48ページ、49ページを御覧ください。

行政デジタル化推進費2,200万円です。

次に、少しページを進めていただき、52、53ページを御覧ください。

中段、5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度9万円、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までです。

2目指定統計費、本年度414万9,000円、1節報酬から13節使用料及び賃借料までで、そのうち、企画政策課所管は、国勢調査費70万円から一番下、農林業センサス調査費132万円までです。

企画政策課及び企業誘致課所管分は、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

木全監査課長。

監査課長（木全 信行君）

監査委員事務局監査課、木全でございます。

私からは、監査委員事務局分について御説明いたします。

54、55ページを御覧ください。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、本年度3,503万9,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まででございます。

以上が、企画部始め関係所管分の歳入、歳出の予算説明でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これから質疑に入りますが、質疑については、ページごとに行います。

はじめに、歳入22、23ページ。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

加藤です。

22、23ページのところでお聞きします。

総務管理費補助金のところで、今回ですね、デジタル田園都市国家構想交付金と、それから、その下に社会保障・税番号があるわけでありまして。

それで、デジタル田園都市国家構想は、本市の第3次計画の中でもですね、地方版総合戦略の策定、計画づくりを目指すということになっておりますが、今回ここで補助金が出ておりますので、括弧してデジタル実装タイプということになっておりますが、どんな中身なのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

こちらのデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、生涯学習課所管になりますが、施設予約システムに充当するもので、補助率2分の1ということでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

これは、システムで、教育委員会のところがやるということで理解しました。

その下ですね、ここも総務管理費に入っておりますので、社会保障・税番号システム、これ何度も何度も出てくるわけですが、今回のこの予算の387万6,000円については、どういった中身なのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

当局、杉原企画政策課課長補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

企画政策課、杉原です。

こちらの補助金につきましては、次期中間サーバーのシステム構築に伴う負担金の部分について、国の分を立て替えて払うものについて補助金としていただくものになります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

中間サーバーのということで、国のものを立て替えてということでありまして。このいろいろで

すね、例えば市民環境部の窓口業務のところでも社会保障・税番号、いろいろ出てくるわけですが、この辺の仕分というか、いろんな部分に絡んで出てくるわけですので、どういうふう
に考えていったらいいのかということ、ちょっと今から審議する上でお聞かせいただきたい。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

杉原課長補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

企画政策課、杉原です。

仕分としましては、各システム、窓口で使うシステムについての補助金については、各事業課
のほうで計上させていただきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。じゃあ、それぞれの窓口で、また聞かせていただきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは歳入、30、31ページ、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

では次に、32、33ページ、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

34、35ページ、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

36、37ページ。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

では、38、39ページ、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

それでは、歳出のほうに入ります。歳出の42、43ページ。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長 (加藤 光則君)

はい、加藤です。42、43ページの歳出のところでお聞きします。

全体に関わることでありますけれども、一般管理費のところでお聞きしますが、人事課さんにお聞きします。今回の全体の人事ですね、予算書で言えば108ページですか、主要施策で言えば18ページだったかな、ここに一覧が載っております。

それで、委員会の、総務委員会の所管で言えば、特に今回の人事のですね、職員さんの人数等を見ると、企画部さんが、人事秘書課さんが三人減って、総務部の財産管理課の収納課さんが一人減るというような形になっているわけでありまして。

仕事量がどんどん増える中で、それぞれデジタル化もされて、効率化ということもあるわけですが、非常に心配な部分もあるわけですが、この辺については、どういう形で人を減らされておられるのかということをお聞きします。

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長 (岡田 善紀君)

人事秘書課長、岡田です。

職員の配置につきましては、その都度その都度、毎年度、事務の執行状況だとか鑑みながら、適正に配置を考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長 (加藤 光則君)

ということは、適正にということで、岡田人事秘書課長さんのおられるところの人事秘書課が

三人減るということでありますので、そういう理解でいいんだろうと思いますけれども。

もう一点ですね、同時に今回、地方公務員の定年の引上げに伴って、2年に一度、定年退職者が生じないことになるかと思うわけですが、その辺については、どういうふうに今回のこの、人の配置含めた人数について、検討されているのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

今回定年引上げ制度、今年度から始まっております。初めて対象となる方が、来年度定年退職ということで61歳で退職になります。

この制度完成がですね、10年後になりまして、そのときまでの最大で62人の職員が、今の想定では、60歳から65歳までの方が対象となる、全体でこの人数というのは、約13%になります。

それでいきますと、単純計算で各課に60歳以上の職員を二人から三人配置するというような形になります。その辺については、国も言っていますけれども、こういった方々には、業務を通して、これまでの職務経験を最大限活用したですね、知識や技術などを継承してもらうという役割を期待しておりますので、それほど大きな影響はないと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。13%ということで、10年間で62人と、それなりの数でありますし、これまで長年培ってきた能力のある方ですので、しっかりその辺は頑張ってくださいようよろしくお願ひしたいと思います。

ここでは、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他に、42、43ページ。

浅井委員。

浅井 泰三委員

浅井です。職員研修費のところではちょっとお聞きするんですけど、概要でいくと30ページですけれども、5番のところには、ハラスメントの研修など3研修とあるんですけど、ここでいう職員の研修費というのは、ほとんど毎年変わらないんですけども、また、このハラスメントなど120人、この人数も変わらないですよ、毎年。

これ、ハラスメントの他に何か入れて120人研修なんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

毎年度ですね、本市で自主的に行う研修については、3研修予定しております。

1研修当たり40人ほどの受講を見込んでおまして、1研修40人で3研修を行いますので、120人というふうな予定をしております。

今回は、来年度はですね、ハラスメント研修の他には、メンタルヘルス研修と説明説得研修というものを予定したいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

説明説得研修というのは、どういう内容なんですか。これも40人ぐらい割り当てるわけですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

説明説得研修というのも40人程度を予定しておまして、窓口などでですね、業務上必要な説明だとか説得の能力を磨くといった研修でして、お話しする相手に、いかにして理解していただけるのか、納得をしていただけるのか、そういったようなことを練習して、コミュニケーション能力を高めていくといった研修でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

これ毎年120人というのは、内容が変わってくるわけですか、ここの部分は。昨年も120人の同じぐらいの予算でしたけど、この3つの内容でやっているわけですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

毎年度、その都度ですね、その時々課題を考えながら研修の内容を組み立てておきまして、例えば今年、今年度ですと、ストレスコーピング研修ということで、ストレスとの向き合い方や対処法を学ぶような研修ですとか、あともう一点は、今年は、委員、9月の議会のときに御要望されていたと思うんですけど、DXに関する研修ということで、DXとAIの基礎研修というのを実施させていただきました。

こちら予算的な都合もあって、今年度はこの二つだけということで終えようとは思っております。毎回ですね、おおむね30人程度、予算的には40人なんですけど、実際は30人程度の受講となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

複雑な世の中だもんでね、窓口対応もね、一般企業や一般のお店のどこでも、そういったクレマーごときのね、対応が大変いろんな方がおみえでしょうからね。どうなんですかね、これトラブルとしては、毎年窓口でね、例えば上長呼べとか市長呼べとか、とんでもないことを言うのがおると思うんだけど、大体何件ぐらいありますか。トラブルと思わしき事件というのは。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

正確な数字は把握しておりませんし、そういった大きなことというのは、特段今のところはないですけども、毎月二〜三件ずつは、私どもの人事秘書課のほうにもですね、そういった御意見はいただくことはございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

分かりました。

では、その下の段のね、県職員派遣負担金というやつね、これちょっと年々開き、いろいろあると思うんですけども、この県の職員の負担金というのは、職員を派遣して、そのお金を払わないかんのか、職員が来ていただいてお金を払っているんですか、内容をちょっと。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

こちらの負担金につきましては、愛知県の職員を本市へ派遣いただきまして、各部署に配置して、業務の施策事業等の助言や指導をいただくといった形の制度でございます。

負担金については、それぞれ給与額の3分の2を、本市が愛知県へお支払いしているというものでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

そうすると、参事さんやらが来ていただいているのは、3分の2が、我々の市の経費を払っているということですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

おっしゃるとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

その3分の1は、県の負担ということで、そういう理解ですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

そうするとね、例えば災害や何かで、今度は反対に、今回も能登へ派遣していますよね。こういうのは、全部無償で行くんですか、それとも国から何か補助があるんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

今回の派遣につきましては、短期間ですので、本市の負担となっております。例えば、中長期で6か月とか1年とか、そういった形で派遣していくときには、被災地の自治体のほうから、災害手当金ということで、1日当たり約4,000円の手当が支給されるというものはございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

では、確認ですけど、東北や何かで、この間までずっと派遣行っていただいた方は、1日4,000円の負担金が、こちらにもらえるということなんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

本人、派遣している本人に、災害手当として支給されているということで、月大体約10万円ぐらい支給されていると思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

ごめんなさい。変な聞き方で申し訳ないけども、本給の他にそういう手当があるということですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

そうですか、分かりました。それでもまだね、長期間行って、向こうのお手伝いをすることで、大変なことかと思いますので、またその点は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。他に42、43ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、44、45ページ、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

じゃあ、46、47ページ。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

企画費のところでお聞きします。ここで、元気な清須ふるさと応援費、これ6,325万8,000円増となっておったと思うわけですが、まず中身についてお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

今回の計上額につきましては、入にありますふるさと寄附金を、来年度は2億1,000万円

を見込んでおります。それに対する返礼品費であったりとか、関係経費の増ということになります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

それとですね、寄附金の増を見込んでおるということでありますが、返礼品費が増えて、委託料が半分以下になっておったと思うんですが、前年度と比べて、この辺はどう見たらいいのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

委託料につきましては、前年度が1,152万2,000円のところが、2,804万2,000円でよろしかったですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

倍、倍になっているという、倍以上か。

そうするとですね、今回ここで、黄本のほうにも書かれておりますが、ふるさと納税ポータルサイトにおける寄附の受付でということですが、この辺の効果というか、どのように見られておるのかということをお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回ポータルサイトにつきましては、現時点では二つのポータルサイトで運用しております。令和6年度につきましては、このポータルサイトを二つ追加して運用を考えております。そういったことにより、より多くの寄附者の方から寄附を頂けるよう利便性を図っていくことを考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

ということでは、今二つあって、更に二つを追加して、入り口というか、そういうのを広げていくということなんです、その辺で業務量とかですね、その他プラスの面だけじゃなくて、大変な面というのは考えられないのか。あと、利用者にとっては、ただいろんな方が見ることができるというプラスの面ばかりがあるのか、その辺はどういうふうになっておるのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回ポータルサイトの追加に対します業務量につきましては、今回さとふるをポータルサイトで運用しておりまして、他のポータルサイトでの返礼品の管理であったりとか、発送であったり、そういった管理は、さとふるに一括してお願いできることになっております。

ですので、ポータルサイトが増えたことによる業務量の増加に関しては、少しであると考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。今お聞きしている範囲だと、いいことづくめでありますので、しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他に、46、47ページ。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

同じ企画費の中で、市民協働推進費でちょっとお聞きしたいんですけど、これ今度、成果表じゃないか、主要施策の概要のほうを見ますと、2の（3）のほうで、地域情報共有プラットフォームの構築ということなんです、これちょっと詳細に説明していただけますか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回計上しております地域情報共有プラットフォームにつきましては、子育て支援団体、それぞれ活動している子育て支援団体などですね、活動を簡単に探し出せるように情報を一元化して、子育て支援活動の情報共有できる場を構築するものでございます。

こちらにつきましては、スマートフォンの画面からですね、地図上に団体の活動場所を落としまして、そこから活動内容が検索できるようなものを考えております。

また、今回登録した活動団体が、自由に情報を更新できるような形を取れますので、そういった最新の情報が、常に発信できるものと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今子育て支援という言葉が出たんですけど、これは、子育て支援以外の団体は使えないということですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

まずは子育て支援団体から運用を開始しまして、他の活動団体も段階的に広げていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これ市のほうもね、市民協働係つくられて、積極的に協働できる部分というのを探し出して、一緒に事業を進めていただいているとは思いますが、一つ例を挙げるとね、先日の清洲城でもひな飾りやってみえて、子どもさんに着物を着せ、あれもこの数年前から始まって、なかなか今年大盛況で、駐車場も何かいっぱいになったとかいううわさも聞いているんですけど、そちら

のほうもね、甲冑のほうもね、後継者がいないということを毎回言われるんです。私みたいに年寄りばかりやっているんで、せっかくこれだけのいい事業で、市のほうも多分喜んでみえると思うんですけど、そういうところが積極的にそういうところに宣伝して、後継者見つけるとかということは、それスタート切れるのかなと思ったんですけど、難しいということですかね、来年度については。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

このプラットフォームの活用ということですかね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

一つのね、手段としてということなんですけど。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

まずこちらプラットフォームの他にも市民協働テラスを開催しておりまして、そういった各種団体が意見交換であったりとか、そういった情報交換というのを行っております。そういったものに御参加いただいて、活動内容を発信していただいて、協力していただける団体も探すというのも方法であると思いますので、そういったものと、今回のプラットフォーム、どの段階で他の団体に拡充していくかというところは、今運用を始めて検討していきたいところなんですけども、そういった他の活動の場ございますので、そういったところにも是非御参加いただければと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そうすると、この市民協働のこの予算の中では、例えば、新たに市民協働で必要な事業とかを決めて、そこに予算をつけるとかそういうことではなくて、PRの場にしかすぎないということ

ですか、市民協働係の仕事って。

例えば今だと、ほかの補助団体とかいろいろ多分、そちらのほうから資金が回っていると、市民協働係できたときに僕期待したのは、そちらのほうでいろんな新しい事業、過去にある、今までの事業もそうですけど、そこである程度審査して、市が必要と思えば、そちらのほうにある程度の予算を活用、支援するとか、そういう予算を組むとか、そのようなことになっていくのかなと期待したんですけど、今そのように見受けられないんですが、今後、これ市民協働、どういう形で進めていかれるのか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

まずは市民協働活動、そういった各種団体の育成を進めていきたいと考えております。そういった中で、できるだけ自主的に活動できるような支援を行っていきたいと考えております。

ですので、今の時点で団体への補助であったりとか、そういったようなことではなく、いろいろな場を設けて、そういった団体を育成していきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そうすると、現在ある、例えば社協の中にボランティア連絡協議会とか、いろんな団体があるわけだよね、これ。そういうところと同じような扱いになってくるのかな、これ。例えば、市民協働係で、これこそ市と一緒にやるべきだといったような事業に対して、特別に活動支援するとか、そういう審査の場も今ないわけでしょう、これ。これが市にとっても有益だという審査の場が、ないわけでしょう、これ、現時点。そこで、何をどう向かっていくのかちょっとよく分かってんですけど、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

特に各団体の活動内容の審査という場合は、ございません。あくまでも皆さんの活動が紹介でき、そういったマッチングといいますか、それぞれ協力関係が構築できるような場を設けていくとい

うようなことで考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

僕が誤解しておったのが、これ市と協働していくんだと思ったんだけど、市はマッチングするだけであって、活動は市民同士が行うということですか、これ。市民協働というのは、そういう意味ですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

もちろん地域課題であったりとか、そういったもののテーマの設定であったりとか、そういったものは、こちらでさせていただくことはありますので、そういった中で、それぞれ協力いただける団体というものが、それぞれ連携をして、活動していくということで考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

考え方が違うんでね、あんまりくどく言ってもしょうがないんですけど。他の自治体のね、市民協働を聞きますと、大体審査会持っとして、過去にあった既存の補助金団体の中の事業ですら、その市民協働にふさわしいか、市にとって有益かというのを審査して、それについて、この程度の活動費は見るべきだとか、いろいろそういう場があるというのを伺いするんですけど、うちの市は、そこまでやる必要もないと。マッチングするだけで、良質という優良市民ばかりだから、しっかり進めていっていただけるので安心しているんだと。こういう理解でよろしいですかね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

基本的には、今の団体、各種団体を育成した中で、それぞれ団体が自主的に運用活動できるような形が、こちらとしては理想として考えているというようなことでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だから、今言ったように、理想として考えていることが、このままうまくいきますよということ
とで理解してよろしいんですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今ちょうどこの協働事業につきましても、いろいろ模索しながらやっているのは事実でございます。
今後こういった形が一番よい形であるのかというのは、今後事業を進めていく中で考えて
いきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員、よろしいですか。

浅井委員。

浅井 泰三委員

ちょっとそれと関連してね、このアダプトプログラムのほうでね、今の36ページ見ると、ち
よっと活動範囲の面積が、昨年よりこれ増えているんじゃないですかね。こういうところでは、
ちよっとやっぱり、そういう団体が、今の協働じゃないですけども、活動が活発にやっていると
解釈したらいいんですかね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

アダプトプログラムにつきましては、今回、昨年と比較しまして5団体が登録して活動いた
っております。

ふだんからそういった活動をしている中で、こういったアダプトプログラムの中を知っていた
だいて、御申請いただいて始めたという形もありますし、新たに始めたということもございま
すので、そういった活動に関しては、増えてきているというような印象を持っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

喜ばしい傾向だわね、これね。でね、ちょっと気が付いたんだけど、五条川のこれ、土木にもちょっと聞いたんだけどね、五条川の左岸に、あれ水仙だと思うんだけど、アイカから、何だっけ、法界門橋まで、左岸にずっと水仙が、水仙だと思うんだけど、僕はちょっとあんまり花の知識詳しくないんです。あれもアダプトプログラムの運動の一環なんだろうかね、御存じない。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今議員おっしゃった箇所については、こちらのアダプトプログラムでの登録は、団体として登録はされていないはずでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

だけど、そういう許可というか、どっかで勝手に植えると、また県なりが怒ってくるでしょう。うちが、許可したんですかね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

申し訳ございません。ちょっとその活動の許可等については、ちょっとこちらで把握しているところではないんですけども、こちらのアダプトプログラム以外にも、ほかの所管の公園だったりとか、そういった中で活動をしているというのは、実際あるというふうには考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

浅井ですが、ちょっと今問合せ中なんだけど、分かったら。というのは、今ここを通られる方

からね、えらい清須市は粋なことやっているなど。県の川だで、県かもしれんよとは言ったんだけど、県がやるわけないんだよ。これは、清須市だよとアピールしとるんだけど、是非ちょっと粋な計らいについてね、お教えいただきたいなど、そんなふうに思います。

もう一つさっきのね、僕、加藤さんのいいですか、引き続き。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

はい。

浅井 泰三委員

今の何だっけ、ふるさと納税の件だけども、今ちょっと増えてきたんだけど、売上げが、実際ツーペイでいくと、うち損しているでしょう、まだ。取られ過ぎだわな。

それをとやかく言うわけじゃないんだけど、とやかく言うわけだけども、前に何の機会だったか、梶浦課長や何かね、まあちっとね、幅広く、何か対価のね、いろんな商品を開発したらどうだねと、もちろんキリンビール大事なんです。つけてみそも大事なんですけど、もっと幅広く一般商店から、いろんなものをね、例えば奈良市、別に宇都宮の油に対抗するわけじゃないけど、浜松に対抗するわけじゃないけど、中華屋さんからギョーザをね、ちょっと集めて、ワーツと売り出すとか、何かそんなようなことを企画というか、梶浦課長のほうで考えてみるかどうか分からんですけど、林課長のほう、いかがですかね、その辺。どうやったら売上げ増やせるか、もっとね。しゃくに障るわな、よそにばかり取られてき。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

返礼品の拡充につきましては、先日一般質問でも御質問いただいて、お答えさせていただいております。確かにキリン製品がほぼほぼ占めるところ、返礼品なり寄附額を占める中で、ほかにもというところは、できるだけそういった企業の製品情報だったりとか、そういったものを情報発信されるものをこちらでできるだけ情報収集して、そこで返礼品に向いているもの、地場産の基準がございますので、全てが返礼品に当てはまるものではないんですけども、返礼品と使えるものに関しては、こちらから御提案をしているところです。

先ほどちょっとギョーザの話が出たんですけども、今回返礼品の追加というところで、一部冷凍ギョーザを返礼品として出させていただいたケースもございましたので、こちらは先方からの提案だったんですけども、そういったできるだけそういった食品関係もできるだけ広く、返礼品と

して扱えるように、こちらも努力していきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

是非ね、個人の商店も、こういうのを出したんだけどどうすればいいという話があるもので、是非またそちらへ問合せあったら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませぬか。

大塚委員。

大塚 祥之委員

大塚です。

企業誘致費で質問させていただきます。

黄本の41ページになりますが、大きく事業内容の（3）になるんですけども、企業立地促進に関する支援制度の創設ということで、こちらいろんな補助を創設していくということだと思うんですけど、こちらにですね、ホテル等の対象区域ということで、枇杷島駅、新清洲駅及び須ヶ口駅周辺の商業地域ということになっておりますが、こちらホテルを立地する事業者さんというのは今現状いらっしゃるといふ、いるという解釈でよろしかったでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田企業誘致課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長、沢田です。

実際、ここの地域でですね、ホテルを立地したいという事業者は、希望する事業者おられます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

大塚委員。

大塚 祥之委員

立地する、希望する事業者様、いらっしゃるといふことだったんですけど、これ立地するに当

たつての何か課題等だとか、そういったものがあつたらお聞かせください。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

課題としましては、立地する企業はいてもですね、その立地する先の土地、土地が、市が所有しているものではございませんので、そのホテルを立地したい事業者とその地権者とのマッチングがいかにうまくできるかっていうところが、課題だと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

大塚委員。

大塚 祥之委員

大塚です。

今マッチングということで、企業誘致がどこまでそこに踏み込めるかというところもあるかと思えますけども、非常にホテル等と清須市ないということで、この事業をしっかりと進めていただきたいと思えます。

もう一点なんですけど、これ先ほど言ったように支援制度、補助金だと思うんですけど、この補助金の交付に対しては、どのような流れというか、どのような形になるか、お聞かせください。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

流れとしましては、今回の補助制度はですね、ここの41ページの2の（3）に工場等の対象区域、ホテル等の対象区域というふうに記載してある地域に限定されるんですけども、その地域にですね、企業が立地して、創業して、納税されますけども、納税した翌年に、その納税していただいた金額相当額、いわゆる都市計画税及び固定資産税相当額を補助金として交付するものです。

工場につきましては3年間、ホテルについては6年間を補助として交付する予定でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

大塚委員。

大塚 祥之委員

分かりました。こういった補助制度ということで、企業、ホテル等々も来やすいと思いますので、また動向を注視しながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他に。伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

せっかく出ましたので、今の項目でお願いしたいんですけど。これ、そもそもこの地区、地域を限定された理由は何ですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

限定した理由といたしましては、まず都市計画課のほうで都市計画マスタープランがありますが、そのその企業誘致対象地域を選定しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今これホテル等、工場等とあるんですけど、等というのはどこを指すんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

工場等の等は、運送業等を指しております。それ以外にも、その先端関係のいわゆる半導体をやっている事業所とかですね、あと航空産業などなどを指しております。

あとホテル等の等のもう一つはですね、なかなか立地は難しいかと思えますけれども、旅館とこのを指しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これホテル等のほうで、対象地域が商業地域ということになっているんですけど、ホテルは、別に商業地域外でも建てられるわけですよ。そういった中で、商業地域に限定された理由は。それがまた、商業地域でも、県道沿いとか商業地域、いろいろあるんですけどほかにも。そちらのほうでは、該当しないという。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

ここ3地域に指定した理由、大きな理由としましては、事前にホテル立地事業者に数社、ヒアリングをしてですね、動向をつかんでおります。

その中で、やはりそのホテル事業者が、一番求めてみえる支援制度というのはですね、やはり駅から近いことと、あと幹線道路から近い、両方からアクセスできるというところが、この名古屋市内とはちょっと別なんですけども、ニーズとしては、この辺の地域は、車の利用とか電車の利用双方で受け付けられるような所で立地をしたいという希望がありますので、市内3か所の商業地域としております。

なおかつ都市計画課のほうでですね、商業系、いわゆる今回枇杷島駅の所も用途地域を近隣商業から商業地域へ規制緩和してですね、高度利用化を図るという方針が立てられておりますので、その方針により近づくように、その3地域を指定して、高度利用化が図られるように誘導していきたいという考えで、そこを限定して指定しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

市としては、利点というか、目的は何ですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

市としての利点は、いわゆる高度化を進めていくということと、これあくまでも、他市の事例になるんですけども、沼田市のほうが、ホテルが立地してですね、これ市が公表している資料なんですけども、経済効果が33億円あるというふうにも出ておりますので、やはり今後の税収増、税収アップに向けてですね、そういったホテル事業者が立地されることによって、市の税収にも寄与できるのではないかと考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

いや私もね、それは当然だと思いますよ。人口も減ってく、税収も減ってく。これ日本中そうなるんですけど、そこを少しでも食い止めるためには、清須市は有利な誘致をしなあかんということになるんですけど、この地域を限定しているというのが、私理解できないですわ。

先ほど言われたように幹線道路から、よそ行くとね、インターチェンジの近くのホテルがあったりするんですよ。何でこの駅前で、見る限りですよ、土地もそれほど今空いていない所が多いように見えるんだけど、その難しいところを今、更地にして大きなホテルを建てるとか、これ面積要件とか何か、決められるのかなこれ。当然市に有利になるようなホテルじゃなくては、意味がないわけですよ、これね。民泊も認めますということになっちゃいますよ、これ。いいですか、これ。だから、その辺の例えば雇用促進に当たるとか、それなら面積は、どれ以上だとかいう規定というのは、これから作られるんですか。これ、どんなホテルでも、どんな工場でも、この地域エリアに来たときには、該当させますよというふうにはしか見えないんですよ、これ。

清須市が有利のためというなら、わざわざその駅前の難しい所を開発するよりも、空いてる土地でやってもらってもいいと思うんですよ、税収アップのためなら。清洲ジャンクションの近くでもいいし。工場のほうもそうですよ、このエリアに指定してという意味が、あまり理解できませんわ。

それで、清須市に将来的に有利になる企業に来ていただきたい。であるなら、なお更地域や区域を決める必要が、どこにあるのかと思うんですけど。すみません。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

先ほど民泊というか、まずホテル立地する際にですね、市のほうで条例がございまして、清須市ホテル等建築の規制に関する条例というのがございまして、その中で、ホテルの審査会で審議して、ホテルの立地を進めていくことにはなるかと思imasので、いわゆる不適切なホテル等の立地というのは、そこで審査されて、ふるいに掛けられるということになってくるのかなと考えております。

あともう一つ目の質問で、なぜ地域を指定したのかというところなんですけども、やはり委員おっしゃるようになりますね、ホテルに関しては、どこの地域で立地しても、それは全然構わないのかなというのは思っておるんですけども、制度上で補助金を交付する際には、やはりどうしてもその都市計画のほうでですね、清須市内の都市の誘導を図っていくに当たって、高度利用化を進めていくという土地利用の方針が示されておりますので、その方針により近づくように、その地域を指定して、今回は制度を設計しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だからね、市街化調整区域に工場を造りますというなら分かるんですよ。エリアを指定して、この地区を重点的に今後開発していくんだと。ホテルで、何でこの地域を限定するのかよく分かりませんよ。

当然ホテルでありますので、いくらね、向こうがここに建てますと言ったって、それはもう学校が近くにあつたらできんとか、住民が反対したらね、学校が近くにあつて、公共施設が近くにあつてとか福祉施設があれば、当然できないわけですよ、商業地域であろうが。認めやいいですよ、皆さんが。こういうホテルならいいということで、さっき言われた審議会で、住民の意見も反映されて決まっていくので、いいだろうとは思いますが、何で地域をホテルのほうで限定されるのか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

先ほども申し上げましたけども、都市の誘導を図っていくに当たって、高度利用化が図られるように誘導していきたいという考えがあって、その地域を指定しております。

ただ、ここで言うのはあれなんですけど、あとは、その立地したい事業所が、例えばですけども、委員おっしゃるように、県道沿いだとか国道沿いで立地したいという事業者がいた場合につきましては、制度上、市長が特段必要と認めた場合という項目は、一応入れてございますので、そこで必要性を十分勘案してですね、その制度に適用させるかさせないのかというところは、検討していけばいいのかなというふうに考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だからね、ホテル等で言えば、わざわざこれ地域指定する必要ないんですわ。審議会立ち上げて、建てていいかどうか決めなあかんのですから。そこで見ればね。だから、ここはこれ必要ないじゃないですかということです。

ほかにいい場所に、いい条件のホテルが来ていただけるなら、それはもう市長がオーケー出したらできますよ。それなら、初めから地域指定しなくていいじゃないですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

繰り返しにはなってしまうんですが、確かに委員おっしゃるように、指定しなくてもいいというお考えも十分理解をさせていただいているところでございますが、やはり都市の誘導というところの一翼を制度上で担っていきたいというふうに考えておりますので、その3地域を指定しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

いいですわ。何かね、話聞いていると、決められた業者がもうあって、そのために利益を誘

導しとるというふうには、ちょっと聞こえんような面があるんで、ちょっと心配するんですけど、しっかり考えてやってみえるということなんでね。

これね、工場等の対象地域のほうで、今これ課長言われるように、上条と土田のほうも、これ開発が進んでいるわけで、そちらが該当していない、入っているのかな。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

まだその土田、上条につきましては、制度には入っておりません。なぜ入っていないかと言いますと、土田、上条は今、地権者の交渉を進めている段階でございます、今約65%ぐらいの開発について同意を、民間開発ですけれども、得ているような状況です。

もう少し事業化の確度が上がってきた段階で、この土田、上条についても、その制度上入れていく必要があると考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

いや、何か今の説明では、なぜ今回入っていないのか、ちょっとよく分かりません。もう一度、僕にも分かるように、ちょっと説明してください。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

先行して、制度を作って入れていくという方法もございますけれども、今まさに、いわゆる補助金制度をつくってですね、民間の開発が万が一、頓挫じゃないですけれども、頓挫してしまった場合、制度だけ残ってしまうので、もう少し、いわゆるその地域の同意率が上がってきた段階で、制度に加えていく必要があると考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これ今こちらに出ている、何地区か知らんけど、この地区は、全ての地権者が工場誘致に賛成してみえるということ、これ。何らかのこれ承諾書か何か取ってみえるの。今65%しか承諾されていないんですわ、土地主は。それが理由ですと言われると、こちらはどのような承諾書もらっているの、これ。了解もらっているの、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

了解は、春日の2地区につきましては、もらっておりません。で、春日の2地区と土田、上条の立地手法が違うというところが大きな違いなんですけども、土田、上条につきましては、一体的な大規模開発というのを目指してやっているところです。

春日の2地区につきましては、企業誘致課が創設する以前からそうなんですけども、インターから1km圏内という立地条件のもとに、運送事業者が、主にですけども、運送事業者などが、虫食い開発をしちゃっていつている実情がございますので、まず地域的要因がございます。

春日の2地区につきましては、同意を取るというよりも、昨年、一昨年度ですか、2年ほど前にですね、地域の春日の2地区に対して、アンケート調査は実施しております。その中で、土地を売りたい希望者とか、売りにたくない希望者というのは、把握はしておりますが、制度に加えるに当たっては、地域の方の同意は、この現状では取っていないという状況です。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だから、何でこの2地区が指定されて、市がある程度のルール決めてね、この部分を重点的に開発していくんだということで認めてみえるというのは分かる。だから、土田、上条が何で入っていない。土田、上条が今、一部の地権者の方と一部の業者の方が話し合いをしている最中で、手法が違うと言われても、次の展開があるかも分からないですよ、これ。そのときに不利になるわけですよ、これ。向こうに進出すれば、3年間税金払わんでもいいとね。この地区で開発するのは、開発しても工場を持ってきても、税金まともに取られちゃうと、余計これ足かせにならんか、これ。同じようにしてあげなきゃ、これね、春日の地権者の人に有利になるようにだ

け、こう動いているの、これ。そういうわけじゃないでしょう、これ。同じように同じところだ
と思うんだけど、僕は。市が重点的に指定した地域であるということであればね。

他に特別な理由というのはちょっと思い浮かばないんですけど、どういうことかな、これ。今
民間業者と地権者のほうが話合いをしている最中だから、ここは外すんですよ。いや、全く意味
は分かりませんわ。

それで、なおかつそのエリアね、市が決めたエリアが、全員が承諾書を書いているわけでもな
いの、春日も。そのエリア決めたことは、もう決まってしまったという、しょうがないんです
けど、何でもかきつうの差がつくのかというのは分かりませんわ。

それで、そもそもがですよ、将来的な税収を上げるために、雇用を上げるために必要なんです、
市の発展のためには、ということがスタートであって、このような補助金制度をつけるなら、地
域とかね、縛れば縛るほど難しくなると思いますよ、これ。

清須市で有益企業が来ていただければ、そこに対しては恩恵がありますよという話じゃないと、
この地区しか駄目ですよとかね、この地区、市が指定した地区だけど、こちらの地区は今違うこ
とやっているから駄目なんですとか、そんな話じゃないんじゃないですか、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

まず土田、上条のところ、制度に入れていない理由の一つとしまして、今制度を入れてしま
うと、虫食い開発を誘発してしまうことも想定されるんですね。例えば、立地する際にですね、こ
この土田、上条の所で事業者が立地したいと、大規模な事業者じゃない場合も対象になってしま
うことも想定されますので、個別の開発がどんどん進んでいってしまうという懸念事項もありま
すので、まずはその大規模な開発、一体的な開発ができるような段階になって、制度を入れて、
補助金を入れてですね、対策をしていく必要があると考えています。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そうすると、今ここに発表されている地区は、虫食い開発されてもいいんですわ、でもここは、
このような補助金つけるんですわということですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

虫食い開発されていいという理解ではないんですけども、実情が虫食い開発になってしまっているのは事実です。ただ、今度、今回、春日の2地区についてはですね、ただ立地すればお金を出しますよと言っているわけではなくてですね、都市計画課のほうで、春日の2地区を限定して、いわゆるインフラ整備、例えば調整池を法令以上の対策をなさいよとか、あと道路も一律ではないんですが、約30cm下がってくださいだとか、あとそれ以外、舗装も打ち替えてくださいとかという付加をしている実情がございまして、今現状ですと、その春日の2地区については、そこで立地しようとする、一方的に事業者側が、法令以上の負担を強いられている実情になってしまっている、その負担相当額ではないんですけども、負担の補填ができるように、その制度として加えているところがございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これ都市計画課の話なんでここでね、あまり聞くのも何だと思って、そこには触れんようにしておったんですけど、そもそも、この地区にそういう付加を付けたということが分からんですけど。

これ今後行われる上条とかそちらの地区のほうには、そのような付加は望まないという理由が何かあればね、何でこの差がついとるんだろう。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

土田、上条につきましては、今法律上の対策は、当然民間開発がしていくことになるかと思えます。ただ、一般質問でも出てはおるんですけども、土田、上条の周辺の地域の方が、田んぼが埋まることによってですね、治水に対する不安というのが多く寄せられているという実情もございまして、まだこれは、制度を設計している段階でもないものですからあれですけども、何ら

かの形で、開発事業やったら調整池をつくります、ただ、その調整池ができた所に更に企業が立地する際は、通常は調整池つくらなくていいんですね。もう対策済みということになりますので。ただ、地域のことを考えますと、何らか立地される事業者様にですね、治水対策を含めた地域の安心、安全につながるような対策を取ってもらう必要性はあるのではないかというのは考えております。

ただ、今のところ、開発のいわゆるまだ65%というところがございますので、もう少し確度が上がってきた段階で、何らかの対策を進めていく必要性はあると考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

それがね、65%だからまだ対策考えんでもいいとか、そんなことじゃないと思うんですけど、今この春日地区においては、その付加をつけた理由は何でしたっけ、その法令以上の。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

春日地区につきましても、周辺の地域の方から、その治水に対する不安というのも意見としてございますので、通常の法令以上の対策だけでは地域の不安が払拭できないという想定のもとに、付加をしているということでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

国の規定以上の付加をかけた地域には、進出していただいた企業に有利な補助金を用意しますよと、そんな理由ですか、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

市内調整区域7か所、大きい区分けでいうとあります。市内全域を事業所を対象にするという考えも一つはあったんですけども、ただ、それをやってしまうと、市内全域のいわゆる調整区域のところで、虫食い開発を誘発することにどんどんなっていってしまうことが考えられますので、まずは都市計画のほうのその都市計画マスタープラン上で、春日の2地区は、工業系、リニアインパクトを見据えた工業系土地利用を誘導するんだという方針が立てられておりますので、その地域を限定してやっているという実情です。

他の調整区域については、具体的な土地利用の方針というのは示されていない地域も多数ございますので、まずは順番として、春日の2地区を優先して立地を図っていく、そこが図られた後に、また他の調整区域も順次対象にしていくということにして、ということで考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

ちょっとあんまり僕の能力では、理解しづらいんですけど。例えばその上流部でとか、今までは田んぼが多くて、ある程度の治水能力があった所が、急に開発されるといかなので、国の、県の指定以上の治水対策を付加しているんだよというのであれば、このエリアを、特に市は誘致していきますと、開発していきますというので、そのエリアに付いているというのであれば、そちらの治水対策に対する補助金が正しいんじゃないですか、これ。

このエリアは、どうしても治水対策しなあかんと言うならね。そこに補助金出すなら分かるんですわ。そのエリアだけ、税金免除しますよと、3年間。いや、でも市の将来のためには、別に市街化に限らずですよ、工場建てれる所、企業が進出できる土地に、高収入をもたらすような企業、来ていただけるのが一番ベストで、そこを望んでいるわけだから。そちらにも同じように優良企業が来た場合には、3年間の税免除をしますというルールなら、これ分かるんですわ。

全くそれ、ちょっと補助金のつけ方がおかしいんじゃないですか、これ。その特別な付加がつけられている部分に対しては、免除するんですわという言い方自体が。考え方自体が。これ本当に公平性を保てますかね、市全体の。今の進め方というのは。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

基本的に調整区域という地域はですね、市街化を抑制していく地域に指定されておりますので、基本的には、その調整区域で工場を建てたりですね、いわゆる農地以外の利用というのは、誘導されていくべきではないというのは大前提にあります。

ただ、工場等が市街化調整区域で立地できるという条件がありまして、それは、都市計画マスタープランのほうで、いわゆる工業系を図っていくという地域でないと、工場は立地できないという実情がございますので、そもそもその春日の2地区以外のいわゆる調整区域、例えば阿原、新川高校の近くの阿原とか寺野とか、ああいった所で工場は立地できない状況になっています。

ただ、除外はあるんですけど、除外は先端事業、いわゆる半導体とか航空宇宙産業については、どこの地域でも立地できるんですけども、一般的な工場というのは、都市計画マスタープラン上で、工場等の誘導を図るところでないと立地できないというふうになっていますので、そこに対して指定されているのは、春日2地区だけですので、そこに対してやっているということです。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だからね、市街化以外の、今の現状でも準工でもどこでも工場される所あるわけですよ。そこに優良企業、ある程度審査してね、優良企業が来た場合には、こういう補助金制度を設けて、該当させますよというなら分かるんです。

開発行為でというなら、開発行為に対する補助金出せばいいんじゃないですかということです。なぜこのエリアだけに対して税控除をするのか、免除するのかというのは、理解できんということですわ。

どこでもそんなやり方しているのかな、これ。何かいまいちというか、さっきの土田、上条と比較しても、何でこっちが該当せずに、ここは一体型の開発、いや、それは民間が今やっているだけの話で、市と関係ないですよ、それは。たまたま今そういう経緯が事実あるかも分かりませんが、それは民間と地主との話が、今それで進んでいるというだけであって、今後どうなるか分かりませんし、違う開発になるかも分かりませんよ、これ。

でも、そこに対しては、様子見ながらという、その考えが分からないですわ。まあいいですよ、

これずっと平行線なので。

それで、もう一点だけ聞くんですけど、企業立地活動ということで、これ（１）のほうで、124社もありますよということで予算立てしているんですけど、これまた具体的な数字が出ていますよね、これ。東京方面で22社、大阪方面22社ということで出ているんですけど、これって何、もう行く当てが決まっているということですか、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

行く当ては、決まっているわけではなくてですね、あくまでも目標です。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これどこの企業もですけど、企業内でも大きな企業なんかね、コロナ禍の中で、リモートの会議が増えて、出張がもうどんどん減っておる時代ですよ、今。そういった中で、やっぱり足を運ぶというのが有利という判断をされたということ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

そうですね。実際、一度も会ったことない企業にですね、我々のほうからリモートでお願いしますということもやったことはございます、当然。ただ、やはりリモートでやって感じているのはですね、薄っぺらい対応で終わってしまうのが実情です。

当然、企業の希望ありますかと聞くとですね、ああそれはどうですかとかって、ありますかとかそういった話が出るんですけども、やはり訪問して一番感じているのはですね、訪問したときにですね、いや実はね、こういう話があるんだよねとか、これまだ他には公表できないんだけども、せっかく来ていただいているので、こういった考えもあるんですよとか、何年後にはこういう方法が出されるかもしれませんので、またそのときに、できれば打合せをしたいとかという話が聞

き出せるのがありますので、訪問というのは必要だと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

具体的な数字は出ているが、どれほど実行されるかまだ分からないですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

そうですね、目標ではあります。ただ、例えば令和5年度の実情を申し上げますと、1月末までの件数として、今103社面談しております。それに伴って2回、3回打合せしたりするので、今累計ですと188回、月にして18.8回の打合せをしている実情がございます。

やはり目標を持って取り組んでいってですね、その成果に近づくように努力していかなきゃいけないと考えておりますので、このように目標の数字を上げているというところでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そこまで会社のほうとアポを取ってやっていますよ、これ今、多分話の流れで言うと、この2地区限定の話がされているわけ。他のところの開発も含んでやってみえる。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

今3地区、3地区限定しています。土田、上条も入っております。春日2地区と土田、上条を入れています。さらに、ホテル関係については、春日2地区と土田、上条の件はお伝えはしていないんですけども、ホテル関係の事業所については、いわゆる市内のその3地区の所の立地情報をお伝えしてですね、土地の条件をお伝えして、誘致しているところでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今の話で、また土田、上条という話が出てくると、誘致はしているけど、補助制度からは外したんですわ、今、民間業者が頑張ってみえるからということ。これどういうこと。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

土田、上条のところについては、今パンフレット上でスケジュールをお示ししております。

あくまでも民間開発事業なんですけどというところで、今3年間かけて、令和4年度から土地の交渉を進めていっていますよと。後に市街化編入をして云々かんぬんというスケジュールが立てられておりますので、そういった土田、上条については、すぐ立地できる状況にはないものから、その土田、上条につきましては、長期的ないわゆる工場の集約移転とか、そういった事業所さんに、前もって告知をしておかないとですね、そういった計画を告知しておかないと、新たな立地先のテーブルにも乗ってこないものですから、前もって出しているというところがございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

話がまた戻っちゃうといかんのだけど、そういうことであるなら、なお更何か市が指定している3地区、平等にしてあげないとね。何で市がこんな差をつけるのかというのが、説明が分かりづらくなるんじゃないかなと思いますけど、その点はいいですわ。

それでこれ（4）のほうで、委託料といって企業の信用調査とあるんですけど、これ具体的にどのような調査を。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

信用調査に関しましては、例えば立地相談があった事業所若しくは私どもが企業訪問する際の

事業所に対して、例えばですけれども、反社的な事業所が事業者、要は代表の方がやっているとかそういった事業所を誘致すると、それはよくないと考えておりますので、ある程度事前にですね、事業所がどんな社長で、どういう売上げがあって、どういう事業活動しているんだというのを、全件ではないんですけども、主要な事業所については、事前に調査をしてですね、訪問したり、対応したりしているということのための調査費です。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

市は、どこまで介入したらこれ、どこまでの介入が正しいのかちょっと分からないですけど、これ大丈夫ですか、これ。そこまで市が、介入するということは。

市が、もうこの土地に来てくださいということをお願い、清須市に来てください、うちのエリアには、こういうエリアが設けてありますという程度ならいいんですけど、もうそこまでやられているわけだ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課、沢田です。

全件ではないんですけども、主要な事業所、例えば、今回も土田、上条で立地、民間開発をやらそうとしている事業所とかですね、新たにまた、何ですか、立地検討している事業所がありますので、全部ではないんですけども、主要な事業所を、ここはちょっと確認しておいたほうがいいよねという事業所については、確認をしているという状況です。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員、よろしいですか。

伊藤 嘉起委員

もう結構です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

ちょっと企画費のところ、いろいろ聞きたかったもんですから。

さっき出た市民協働推進費のところ、もう一つだけ聞いておきたいわけですが、前年度も専門的知識を持つNPO法人に委託し、事業を実施し、やられてきたわけですが、この辺について、どう関わりを持っていただいて、どう評価されているのかということをお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長、林です。

今回推進の支援業務に関しましては、専門的にそういったボランティアの活動に精通している事業所に入らせていただいております。協働テラスの場合は、ファシリテーターをしていただいて、そういった意見交換であったりとか、話し合いだったりとか、そういったものをスムーズに進めていただくことで関わらせていただいております。

そういった今の事業運営のところでは、必要な業務ということで考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

今お話を聞いて、それで評価のところ、例えばテーマや事業として、結果に結びついてきているという評価されていたわけですが、事業として結びついてきているような何か、ここで話聞けるような話がありましたら、教えていただきたいなと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回市民協働事業として、例えば健康づくりをテーマにした企画の中では、イベント「住みよいまち清須」というもの、健康フェスというものをやっております。こちら5月と2月に開催いたしまして、アルコ清洲のほうで開催いたしまして、2回合わせて約300名の方が参加してい

ただいております。

またですね、水辺の散策路、過去に看板の案内看板の盤面の更新に関わっていただいております。そのPR事業として、ペットボトルを使ったLEDライトを、市民の方が参加していただいて作成いただきまして、そのLEDライトを、きよすイルミの会場であったりとか、ちょうど水辺の散策路ございますので、そういった所で飾りつけてPRを行う、そういったものを事業に結びつけております。

あと、こちらまた先の話になるんですけども、中学生が参加するテーマ型協働テラスというものを行いました。そちらのほうでは、中学生が参加して、そういった意見を、活動の意見をいただいて、その中で美化活動の意見が多く出ております。そういった中で、3月23日に予定しておりますごみを拾いながら歩く、プロキングを行って、そういった地域活動に参加していただくというようなイベントを予定している、そういった事業をしているというような形になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

そうやって事業に結びついて、いろいろやられているということがよく分かりました。引き続き、そういうのもやっている人もそうですし、市民もそういうことについて、まだ知らない部分もありますので、市民協働がこういうふうにならざるを得ないということをどんどん発信していただいて、更にその市民協働が推進されることをお願いしておきます。

それからですね、委員長、その下の総合計画のところでもいいですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

はい。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

では、引き続き、総合計画費についてお聞きします。

総合計画は、本市における行政運営の基本的な指針であって、また、総合計画に基づいて、原則ですね、行政運営が行われているわけですが、7年度から第3次総合計画、これに入るわけですが、6年度については、どういう形で、どういう流れでいくのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

総合計画の策定につきましては、令和5年度で総合計画の審議会のほうを2回開催いたします。第1回は既に開催しておりまして、第2回は今月下旬に予定しております。

この後、令和6年度につきましては、4回の審議会を開催いたしまして、12月には、市議会のほうにお諮りさせていただきたい、そういった流れになっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

大まかな流れが今言われました。総合計画は、できる限り行政の課題を客観的に把握してですね、自治体として責任を持って取り組む施策を体系化して、達成すべき目標とその手段や手順を明確にしたものだ、こう言われているわけであります。

行政課題の一つはですね、しっかりと把握して、責任を持って取り組めるように、この計画策定に当たって、今言われたような流れをですね、きちっとやっていただきたいということをこの場所をお願いしておきます。

それから、委員長、その下の行政改革の推進費のところよろしいですか、続いて。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

どうぞ。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

では、行政改革推進費のところ、ここは一言触れておきたいわけですが、この間ですね、先ほども人事のことで言いましたが、合理化と効率化の徹底化が進められて、歳出の削減、定員の管理、それから、事務事業の見直し、更には民間委託、組織の見直し、事務の効率化などが、改革の中心となって進められてきているわけですけれども、地方自治体の行政を見直す本来の目的というのは、地域で暮らす市民、人々がですね、今後も生活を維持し続けれる環境を整備していく、こういうことにあるわけですけれども、その辺について、行政改革、毎年やられて、中間見直しもされてきておるわけですが、どのように取り組まれておるのかということを一言お聞きしておきたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課、林です。

行政改革につきましては、行政改革推進委員会のほうを設置しております、そちらの委員の方に、こちらの外部評価をいただいている中で、改善であったりとか、そういった今の方向性の御意見を頂戴しているところでございます。

そういった有識者の方から御意見を頂戴しながら、行政改革を進めていくというふうに考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

行政改革そのものを目的とすることではなくて、いろんな関係者も含めた人たちの話も聞きながら、自治体の姿、これ模索しながらきちっとやっていくということだけは、やっていただきたいということだけは確認しておきます。

それから、その下もいいですか。

では、すみません、引き続いてまち・しごと創生総合戦略2025についてお聞きしたいと思います。

2025が始まる新たな総合計画、戦略ですか、が策定されて、2月に骨子案ですか、これが出たのかなと思います。これはですね、人口に関連して目指すべき将来の方向性を踏まえて、地方創生の実現に向けて、分野横断的に所管横断的にまとめていく、こういうものになるわけですが、同時にですね、第3次総合計画と内容の整合を図りながら重点的に取り組む、こういうことも書かれているわけですがけれども、こちらとどういう流れで関係しながら決定していくのかということ、これについてもお聞きしたいなと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

現在、総合計画の策定と合わせて、新たな総合戦略の策定に取り組んでおります。こちらも総合計画審議会と、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議と連携を図りまして、今年度2回、

来年度には3回を開催いたしまして、その整合性を合わせながら策定をしていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

これ会議やられる、整合性を図る上で、これ審議会の委員さんなんかは、これ重なっているんですか、どういう形になっているのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

第2回の審議会からですね、こちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進会議の委員さんに、審議会の委員にも入っていただいて、策定をしていくということで考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

専門家の方も入っていただいておりますし、市民の方もいろいろな立場で活動している方も入ってみえると思うわけですが、これ特にですね、お互いが連動性を高めていくということが、総合戦略と総合計画、これ大事なわけではありますが、関係性が非常に分かりづらいわけです。

人口のところと比較的特化した部分に、総合戦略はなっていくと思うわけですが、これ一般質問でも出されておったんですが、人口の問題ですが、今議論の中で、こういった課題というか取組についての意見が出されておるのか、ここで聞きできるようなことがあれば、お聞きしたいなと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

さきの一般質問でもお答えさせていただいているんですけども、やはり今人口動向で、30代

から40代の方と合わせて、10歳未満のお子様も転出超過となっているような状況でございます。そういった子育て世帯の方に長く住み続けていただくための施策を今後していかないと駄目であろうという意見が、出ております。

そういった中で、子育てのですね、支援策の充実であったりとか、子育てのしやすいまちとしてのブランディングを進めるというような具体的な取組を今後考えていきまして、戦略の策定をしていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

そういう中で、いろんな取組をしていく中で、先ほど審議会の委員さんなんかの話を若干触れさせていただいたわけですが、そういった子育て世帯の方々の委員さんというのは、みえるんですか。なかなか会議というのは、昼間とかやると出にくいわけですが、そういうことに対しての何かお考えはあるのかどうなのか、お聞きしたい。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

委員の方に、子育て世帯の正に該当する方の委員は、いらっしゃらないんですけども、教育に携わっている方であったりとか、そういった関連する委員は、委嘱しているというような状況でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

是非ですね、そういった方々の、子育て世代の方々の要求や今の実態等を見ていただく中で、どういう計画が必要なのかというのは、私は非常に大事なことだと思いますので、この総合戦略も総合計画もそうではありますが、そういった人たちの実態を把握する上でも、どう議論を進めていくかというところには、先ほど子育て世帯に重点ということも言われたわけでありまして、しっかりとですね、その辺の取組を重視していただきたいということを、これはお願いをいたし

ておきます。

それでは、企画政策のところ、いろいろあるもんですからですね、企画費のところ、公共交通対策費のところでお聞きしたいと思います。

第2次清須市公共交通計画、これ策定していく、こういうことになっています。一般質問でも私若干お話をさせて、要求もさせていただいたわけでありましたが、地域の公共交通計画には、公共交通として鉄道の現状が示されて、各駅の設備、これバリアフリー等が載っているわけでありませう。

あしがるバス事業を核とする公共交通の充実、まちづくりとも連動した中長期的な視野に立って、取り組んでいく課題であるわけでありませう。

第2次計画策定の考え方とですね、基本方針の中では、少子高齢化の進行など社会経済情勢が変化する中であっても、公共交通を確保、維持していくためには、引き続き市民、交通事業者などの多様な関係者と連携を図りながら、協働して公共交通の充実に取り組んでいくことが必要であると述べられておりました。

そしてですね、市民、交通事業者、市などが協働して、公共交通を支える視点を踏まえて、公共交通の充実に向けた基本方針を次のとおり掲げています。

その中で、1番目が既設の鉄道網を生かした公共交通ネットワークの形成、二つ目が公共交通を利用しやすい環境整備の推進、三つ目が公共交通事業推進のための関係者の連携、特に公共交通を利用しやすい環境の整備、これも記されているわけでありませう。

是非ともですね、私は新清洲のバリアフリーの問題等ですね、無人駅となったことなどによる移動困難を抱える高齢者や障害者等が利用する際のハード、ソフトの面からの安全性、利便性の確保に取り組んでいただきたいわけでありませうが、この第2次計画策定の今、どういうふうにごえられておるのかお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

第2次の地域公共交通計画の策定につきましては、今年度に市民アンケート、利用者アンケートを実施しております。そういった市民であったり、利用者の皆様からの御意見を頂戴しながら、今後のあしがるバスのルート、ダイヤを中心とした改正であったりとか、改善の方向性を見たいと思います。

またあわせて、こちらの公共交通とのですね、連携もできるだけ視野に入れていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

今年度というのは、もう今年度終わりであります。どちらかと言えば、あしがるバスについてのお声を聞くという、これはこれで大事なことであります。しかしですね、この第2次計画の策定の考え方の中で、基本方針の中でもきちっと三つですね、掲げられているわけであります。

やはりこれは大事なことでありますし、一般質問でも言いましたが、法律の立て付け上、いろんなことが、バリアフリーのところに出てきておるわけであります。主要駅に結びついておっても、そこから鉄道に乗れないという状況があってはいかんわけでありますので、この辺をやっばりきちっとした、こういう審議する場所が必要でありますし、その上で、せっかく有識者の方々に、立派な方々も入られておる会議があるわけですので、そこで、こういった問題について話し合うことが、私は必要だと思ふわけですが、また、そういうあしがるバスだけじゃなくして、市民の声を聞くということも大事になってくると思ふわけですが、この計画をつくる上で、その辺については、考えていくおつもりはないですか、今のところ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回の今年度のアンケートにつきましては、公共交通の利用状況であったりとか、そういったものも含めて、バスとの利用と合わせて調査をしております。そういった中で出てきた皆様の御意見については、来年度の策定に向けて、しっかりと分析して、次の計画につなげていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

今年度のこのアンケート、声と言ったら、みんなあしがるバスの声しかこれ出さないわけです

よ。各駅で、いろんなこういうやっぱり公共交通の上での声というのをやっぱり集める中で、対策なりこの計画案を出して策定していくというのが、私は大事なことだと思うんですが、今の枠内から幅を広げていく、基本方針にきちっと書かれておるわけでありますので、その辺の声を聞くということと議論をするということについて、再度お聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

来年度の次期の計画につきまして、そういった交通事業者の声であったりとか、それを利用する方の声、どのように把握しているかというのは、研究していきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

研究するのは、もうすぐ新年度入るわけですので、その上で、これ第2次計画を策定していくということでありますので、一番大事な時期になりますので、これ基本方針がきちっとこれ三つのことを言っとるわけですので、一度ですね、今すぐ即答は求めても、なかなか回答しにくいと思いますけれども、きちっとしたですね、やはり基本計画の策定をしていただきたい、基本方針に基づいて、それだけは訴えさせていただきたいということ、訴えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、ここで11時25分まで休憩といたします。

（ 時に午前11時12分 休憩 ）

（ 時に午前11時25分 再開 ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの歳出、46、47、よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今のコミュニティバスなんですけど、これ前年度より1割ほど運行経費が増えておるとい

となんですけど、これは諸物価高騰ということですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

こちらの運行経費の負担金の増につきましては、幾つかあるんですけど、運転手の人件費であったりとか、社用車の更新、あとタクシーの出動が増えているというのがあります。

運転手の人件費もありますが、運行管理側の人件費の増もありまして、今回負担金の増額ということとさせていただきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これ使用料というのが、1回100円、1日200円ということで、例えば110円にするとか、そんな難しいことは多分できんのだろうけど、大変難しいんだと思うんですけど、前回は施設料の値上げというのがあって、その中で受益者負担のもとにより、利用者の負担を前は5割でしたか、経費の何か計算方法あったんですけど、いよいよ5割の枠を超えて値上げをしていく、受益者に対して負担を求めていくという市の姿勢があったわけですけど、これについては、どの程度上がったら、どのように値上げをしていくと考えるのか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

実際幾らまで運行経費、あとは今の収支率等が、どれぐらいの数字になったら上げていくかという具体的なラインは出してはおりませんが、ただできるだけワンコインで利用しやすいような料金体系で運行していくというところがございますので、できるだけ利用促進の意味も含めて、できる限りは維持はしたいなどは考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

本当に言われるとおりになんですけど、市の姿勢としては、受益者負担の公平性というところを捉えないと当然いかなんということなので、どこかでは検討していただかないかん時期が来るのと、ほかにね、経費かからない、いい方法を探していただけるとベストだと思いますので、よろしくお願いたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

今との関連で、費用の問題ですけれども、高齢者も増えるわけでありまして、運転免許を返上する方も増えていくと思います。やっぱり外出していく上で、あしがるバスというのは大事な乗り物だと思いますし、元気で外へ出て行っていただいて、いろいろな施設を利用したり、それから、買物していただいてですね、市内の経済を活性化していただくということや、また、病院にも乗られる方多いわけですけれども、重症化しないという医療費の削減の役にも立つと思います。いろんな関係性を考えて、公共交通、このあしがるバスについては費用の問題等ですね、検討する上での一つの論議の、やっぱり内容を見ていただきたいという、私としては、これ引下げとか、その辺のそういう人たちについての配慮が必要だということを訴えさせていただきたいと思います。

それからですね、いいですか、委員長。その下の電算管理費のところでお聞きします。

一つはですね、その中にまた社会保障・税番号システムというところがありまして、また費用が書かれておるわけですが、まずこれについては何なのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

杉原企画政策課課長補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

企画政策課、杉原です。

こちらについては、来年度については、予防接種についての情報連携する必要がありますので、そちらの改修費になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

デジタル技術が発達してですね、その活用が、私たちの生活の利活用に大きくつながることは否定するものではありませんけれども、所管が違いますが、この間のマイナンバーカードを巡るひも付けの誤りやですね、大量の個人情報の流出など、こういった問題を通じて、一体誰のためのデジタル化なのかという疑問も突きつけられてきているわけであります。

今、地方自治体にはですね、自治体情報のシステムの標準化、共通化、こういったことが推進されて、システムの改修費というのは、この予算を電算管理費見ていただければ分かるとおおり、莫大な金額がついているわけであります。

特にですね、またここは所管いろいろあるわけでありますけれども、25年度までに20業種の基幹業務の標準化を目指しなさいよというようなことも国のほうが言ってきているわけですが、本市の場合、どんな状況にあるのかということ、いろいろ所管課あると思いますが、大枠でいいです、お話しいただければ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

杉原課長補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

企画政策課、杉原です。

今現在フィット・アンド・ギャップ等を行っておりまして、令和7年度、令和8年1月から3月の間に標準化に移行するように準備を進めております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

ということは、まだいろいろ作業が残っておるという理解をしました。この行政のですね、デジタル化の推進ということで、その下にもですね、推進費があるわけであります。事業目的、事業効果がいろいろ書かれているわけですが、DXが何故必要として行われているのか、これをしっかり押さえなければならぬわけですが、デジタル技術を用いて業務や組織の改善を行って、生活をよりよくしていく取組、このことは大前提にあるわけですが、その上でよく言われているのが、三つ言われております。

一つは、仕事量がですね、職員の皆さんの仕事量が、どんどん増えていくことに対応するため

だと。二つ目がですね、市民の要望に対して、手作業じゃなくして迅速に対応するために必要な
んだと。三つ目に、行政コストがどんどん上がっている、そういうために対応していくためだ。
こういうことが、効果として言われているわけであります。

しかしですね、各所管の中に広く深く絡み合って、このデジタル化の予算がいろんなところ
に出てくるわけであります。それを私から言えば、いろんなことを切り分けて、この予算ははてな
マークで、これはいいんだというのは、なかなか決められなくなっている。こういう面が、
あるわけであります。

現在進められている行政のデジタル化というのは、どちらかと言えばですね、行政の内容の吟
味をなおざりにしてですね、行政のやり方、形態だけを拙速に変えようとしている。その上で、
利便性とともな危険性が伴うわけでありますが、その辺については、どういうふうに企画課とし
て考えられているのか。それとも、組織全体として捉えて、何かやっておられるのかということ
をお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

今回、来年度行政デジタル化推進費として、こちらの業務につきましては、今回業務量調査等
を行いまして、業務作業の重複だったりとか、事務の効率化、業務フローの見直しを図って、デ
ジタル活用をいたしまして、事務の効率化を図っていきたいと考えております。

こちらの業務量調査も全課対象に行いまして、そちらの中から、効果が期待できるものを選び
まして、BPR、業務改革を行っていくようなロードマップを作成していきたいと考えておりま
す。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

先ほども言いましたが、どちらかと言えばですね、利便性とか使いやすさあるわけですが、危
険性も同時にこれあるわけであります。例えば今こちらではあまりあれなんですけど、個人情報
制度を厳格な社会的なルールとして、確立していこうということが同時に行われているかと言え
ば、私は、はてながつくと思うわけであります。

どちらかと言えば、このデジタルというのをですね、一般的に言われているのは、今魔法の杖のように捉えてですね、デジタル化を進めることで、地方が抱えるいろいろな問題を大きく解決できるかのように描かれているのが、前面に出ているわけであります。

この間の、先ほども言いましたが、マイナンバーカードを巡るひも付けの誤りや大量の個人情報流出、こういった問題を通じて、一体誰のこのデジタル化なのかということも同時に突きつけられているわけであります。

公共サービスの民間への開放、これがもう前面に、私はいよいよ出てきているという一面もあると思いますので、個人情報に関する権利をないがしろにしないようなですね、地方自治体として守るべきことは守れるような取組をですね、きちっとやっていただきたいということは、この所管課においては、お願いしておきたいと思います。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

すみません、20周年のほうでお聞きしたいんですけど、別本で40ページ、その他770万円、これ何を見込んでみえるのか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

こちらのその他の770万円につきましては、来年度ですね、職員が着用するポロシャツであったりとかスタッフジャンパー、ピンバッジ等を製作する予定がございます。そちらの自己負担分の入ということになります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

何か770万円、職員の方が負担するということだと大変なことだと思うんだけど、それだけ皆さん協力的ということでしょうか。他にはもう販売しないんですよね、職員以外に。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

事業のPRということですので、業務中に着用するものとして作る予定しておりますので、こちらは、職員には負担いただくということをお願いしていきたくと考えております。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

これ、事業で着るのに、職員からお金頂いてということになっちゃう。全額負担していただくということ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林課長。

企画政策課長（林 智雄君）

実費相当分ということで、お願いしたいと考えております。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

何か職員の方、かわいそうな気がするんだけどね。20周年事業の啓発に参加して、実費で払うなんていうことは、ちょっと考えられないんだけど、大丈夫かな。何ハラに当たるのか分からんけど、気を付けてくださいよ。ね、ちょっとすみません。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。

伊藤 嘉起委員

結構です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。それでは、このページよろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、次のページも一部質問がございましたので、52、53ページ。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

48、49は、先ほど行政デジタル化推進費のところでもう出ましたが、何かありますか。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

すみません。ここでね、交通安全協会と防犯協会、これどちらかということなく、負担金というのとは。

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

これ総務部、一番上だけです。先ほどちょっと質問が出ました。よろしいですか。

それでは、52、53ページ。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

なければ、54、55ページ、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

それでは、これで質疑を終了いたします。

では、次にですね、議案第8号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長 (岡田 善紀君)

人事秘書課長、岡田です。

議案第8号について御説明をします。

タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にさせていただき、令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等の5ページと、令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の13ページを御覧ください。

議案第8号

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置の対象となる職員の範囲を拡大するため必要があるからです。

6ページをお願いします。

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明します。

第3条は、勤務時間を割り振らない日を設定するとともに、育児介護等職員を含む一般の職員に範囲を拡大するため、所要の規定を整理するものです。

第15条は、介護休暇の規定において、配偶者等に含まれる対象者を整理するものです。

附則につきましては、令和7年4月1日から施行し、清須市職員の給与に関する条例及び清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における所要の規定を整理するものでございます。

議案第8号の説明は、以上です。御審議のほど、よろしく願いをいたします

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

林委員。

林 真子委員

林です。

今ざっと御説明いただいたんですけども、もう少し具体的に内容を教えていただければ、ちょっと分かりにくいので、具体的にどのようなことなのか教えていただければと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

フレックスタイム制につきましては、業務に支障ないと認められる範囲内で、職員の申告によ

りまして、4週間の勤務時間数を超えないように、1週間当たりの単位で、勤務時間を長くしたり短くしたりするというものでございます。

これによりまして、勤務時間を割り振らずに、土日の休日のほかに週1日の休日を設定できるというもので、対象をですね、今回、育児や親や配偶者の介護を行う職員以外にも、一般の職員にも拡大するというものでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

林です。

そうしますと、例えば1週間のうち、月曜日に割り振らない日で休まれた場合に、他の日で超過というか、時間外も勤務して行って、みていくというフレックスタイムを一般の職員の方も取れるようになるということによろしいのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

私、大変良いことかなと思うんですけども、この人事秘書課として、どのようなケースで職員が取られるという想定は、どのようにされていますでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

例えばですけども、地域の自治会の役員だとかをする職員もいるかと思いますが、そういった自治会活動のために時間が必要な場合だとか、あと個人的な自己啓発ということで、通信制の大学院等へ通学したいといった学習のニーズへの対応など、要は、自分自身の余暇活動も含めて使えるようにというふうには想定しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

林です。

そうしますと、今おっしゃったような使い方を、担当課としてもしていただければいいなという思いがおりなのか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

あくまでこれは、業務に支障のない範囲ということでございますので、所属長の承認があればということで理解しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

大変いい制度かなと思いますので、是非それぞれが取りやすいというか、環境にさせていただいて、是非私は特に自己研さんですとか、日頃なかなかできないことに時間を向けていただいて、おのおのスキルアップにつながっていくような、有効的なこのフレックスの使い方ができればいいと思いますので、また是非よろしくお願いします。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにないようですので、それでは、質疑を終了いたしまして、議案第8号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第8号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第9号について御説明します。

市長提出議案等の9ページ、説明資料は、14ページをお願いします。

議案第9号

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業手当の特例を廃止するため必要があるからです。

10ページをお願いします。

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明します。

附則第3項及び第4項に規定する防疫作業手当の特例である支給要件及び手当額を廃止するものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

議案第9号の説明は、以上です。御審議のほど、よろしくをお願いします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」 の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第 9 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第 9 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 10 号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長 (岡田 善紀君)

人事秘書課長、岡田です。

議案第 10 号について御説明します。

市長提出議案等の 11 ページ、説明資料は 15 ページをお願いします。

議案第 10 号

清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、組織機構改革に伴い、規定を整備するため必要があるからです。

12 ページをお願いします。

清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案

清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例

第1条は、清須市子ども・子育て審議会条例第8条に規定する健康福祉部子育て支援課を健康福祉部児童保育課に改めるものです。

第2条は、清須市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第2項第6号に規定する清須市健康福祉部子育て支援課を清須市健康福祉部こども家庭課に改めるものです。

第3条は、教育委員会の所管事務である幼稚園業務を市長部局へ移管することに伴い、幼稚園業務に係る特定個人情報を教育委員会に提供することができる規定を削除するものです。

附則につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第10号の説明は、以上です。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。ございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第10号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第10号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いいたします。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

議案第11号について御説明します。

市長提出議案等の13ページ、説明資料は16ページをお願いします。

議案第11号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する必要があるからです。

14ページをお願いします。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明します。

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするため、支給要件等を第14条の2及び第25条の2として、新たにそれぞれ追加するものです。

附則につきましては、令和6年4月1日から施行し、清須市職員の育児休業等に関する条例に規定する関係条項を整理するものです。

議案第11号の説明は、以上です。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

地方自治法の一部改正の法律によって、令和6年度からですね、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったわけでありまして、本市やられるということで、非常に評価するものであります。

そこでお聞きしたいわけですが、一つはフルタイムとパートタイムの会計年度職員、この人数は、どんな形になるのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

フルタイム任用職員は、会計年度任用職員は現在おりません。会計年度につきましては、約700名となっております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

約700名の方がみえるということでありまして。その中で、法律の改正に基づいて取り組まれるということでありまして。

ここ6期と6月は12月で2.05ということでありまして、新年度予算的には、どれぐらいになるのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田 善紀君）

人事秘書課長、岡田です。

先ほど申し上げたパートタイム会計年度任用職員のうち、この支給要件に対象となるのは、約6割の方々になります。影響額としては、約1億5,000万円の見込みでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長、よろしいですか。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

結構です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第11号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案の総務常任委員会の所管分について説明をお願いします。

木全監査課長。

監査課長（木全 信君）

監査委員事務局監査課、木全です。

議案第28号について御説明いたします。

市長提出議案等の83ページ及び説明資料の33ページを御覧ください。

議案第28号

清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

84ページをお願いいたします。

清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案

清須市監査委員条例等の一部を改正する条例

改正内容を御説明いたします。

第1条は、清須市監査委員条例の一部改正です。

令和6年4月1日施行の公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに伴って、地方自治法

の一部改正がなされ、条ずれが発生したため、引用条項の整理をするものでございます。

第2条は、上下水道課所管分となります。

附則につきましては、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号の説明は、以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。ございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

では、これで質疑を終了し、議案第28号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案の総務常任委員会所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第28号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案の総務常任委員会の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の所管分について説明をお願いします。

林企画政策課長。

企画政策課長（林 智雄君）

企画政策課長の林です。

議案第32号 一般会計補正予算（第9号）案における企画部及び会計課所管の歳入について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にしていただき、令和5年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の5ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正です。

一番上の段、2款総務費、1項総務管理費、社会保障・税番号システム事業559万9,000円は、戸籍法等の一部改正に伴い、マイナンバーカードに氏名の振り仮名を記載するためのシステム改修において、国からの仕様要件の提示が遅れたことにより、改修が令和6年度に及ぶため、繰越ししようとするものです。

それでは、続きまして、14ページ、15ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額6億9,691万9,000円の増額、1節総務管理費補助金のうち、企画部所管は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、その下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

2段目、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額346万1,000円の増額、1節利子及び配当金です。

次に、18款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと寄附金、補正額20万円の増額、2節企業版ふるさと納税寄附金です。

続きまして、18ページ、19ページを御覧ください。

1段目、21款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、補正額4万2,000円の増額、1節預金利子です。

歳入につきましては、以上です。

続きまして、企画部及び会計課所管の歳出について説明します。

20ページ、21ページを御覧ください。

1段目、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費228万6,000円は、元気な愛知の市町村づくり補助金による市政記録映像費、市勢要覧作成費の財源組替えです。

次に、2段目、4目会計管理費、補正額110万円の減額、12節委託料で、会計管理費です。

次に、中段の6目企画費、補正額3,393万6,000円の減額、12節委託料と18節負担金、補助及び交付金で、総合計画費、キャッシュレス決済ポイント還元費です。

次に、7目電算管理費、補正額5,015万6,000円の減額は、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までで、電算管理費、情報化推進費です。

以上が、企画部及び会計課所管の歳入、歳出の説明です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

また、電算管理費のところ、20ページのところをお聞きします。

同じようにですね、社会保障・税番号システム、また増にしておりますが、あと減ですが、これだけ増になっておりますので、これについて、中身を教えてください。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

杉原企画政策課課長補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

企画政策課、杉原です。

戸籍法等の一部改正に伴いまして、戸籍のほうに振り仮名が振られるようになります。それに伴いまして、マイナンバーカードとか住基システムのほうでも、振り仮名を同様に振る必要がございますので、それに対するシステム改修になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

3月から始まった法律の施行に基づいて、議案質疑で私、質問等ですね、させていただいて、ちょっと反対、不同意の意思を表明させていただいたんですけども、ここでは、システムで振り仮名のことだけ言われておるんですけども、システム上、様々な課題を指摘させていただいたんですが、その辺については、どういうふうに判断したらいいのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

杉原課長補佐。

企画政策課課長補佐（杉原 敏弘君）

企画政策課、杉原です。

今回のシステム改修につきましては、あくまで振り仮名の付与の部分だけになりますので、他のところは、特段触る予定はございません。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ないようですので、以上で、総務常任委員会に付託されました議案のうち、企画部、会計課、監査委員及び議事調査課の所管分についての審査は、終了いたしました。

ここで、お昼の休憩に入ります。再開は、午後 1 時半とします。よろしくお願いいたします。

（ 時に午後 0 時 0 0 分 休憩 ）

（ 時に午後 1 時 3 0 分 再開 ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

休憩前に引き続き総務常任委員会を再開します。

ただいまから、総務常任委員会に付託されました議案のうち、総務部及び危機管理部所管分について審査に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから、質疑あるいは答弁に入っていただくようお願いいたします。

最初に、議案第 1 号 令和 6 年度清須市一般会計予算案の総務部及び危機管理部の所管分について、債務負担行為、地方債、歳入、歳出、続けて説明をお願いいたします。

辻総務部次長兼収納課長。

総務部次長兼収納課長（辻 清岳君）

収納課長の辻です。

議案第 1 号について、総務部及び危機管理部の所管分を御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を 1 画面表示にさせていただきまして、令和 6 年度一般会計特別会計予算書及び説明書の 6 ページを御覧ください。

まず、第 2 表債務負担行為です。

一番上の本庁舎整備事業は、令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 か年で工事を実施するため、債務負担行為を設定するもので、期間は令和 7 年度とし、限度額を 3 5 億 9, 2 8 0 万円とします。

続いて、7ページを御覧ください。

第3表地方債です。

まず、起債の目的及び限度額です。一番上の地域振興基金積立事業は、限度額9億5,000万円です。

一番下の臨時財政対策債は、限度額9,000万円です。

次に、起債の方法です。起債の方法は、それぞれ普通貸借又は証券発行です。

次に、利率です。利率は、それぞれ4%以内です。

最後に、償還の方法です。償還の方法は、政府資金及び県資金については、その融資条件によります。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳入です。

1款市税、1項市民税、1目個人、本年度41億5,043万9,000円、1節現年課税分と2節滞納繰越分です。

2目法人、本年度10億5,655万3,000円、1節現年課税分と2節滞納繰越分です。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度58億3,980万3,000円、1節現年課税分と2節滞納繰越分です。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,458万6,000円、1節現年課税分です。

3項軽自動車税、1目環境性能割、本年度690万5,000円、1節現年課税分です。

2目種別割、本年度1億2,978万9,000円、1節現年課税分と2節滞納繰越分です。

4項市たばこ税、1目市たばこ税、本年度4億7,647万3,000円、1節現年課税分です。

5項都市計画税、1目都市計画税、本年度7億8,521万1,000円、1節現年課税分と

14、15ページを御覧ください。

2節滞納繰越分です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

引き続き2款以降の歳入について御説明します。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度4,100万円、1節地方揮発油譲与税です。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度1億3,400万円、1節自動車重量譲与税です。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、本年度700万円、1節森林環境譲与税です。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度400万円、1節利子割交付金です。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度8,400万円、1節配当割交付金です。

16ページ、17ページを御覧ください。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度6,600万円、1節株式等譲渡所得割交付金です。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、本年度2億1,000万円、1節法人事業税交付金です。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度15億6,400万円、1節地方消費税交付金です。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、本年度1,000円、1節自動車取得税交付金の窓口計上です。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、本年度5,100万円、1節環境性能割交付金です。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度4億2,000万円、1節地方特例交付金です。前年度に比較して大きく増加した要因は、定額減税による個人市民税所得割の減収分の補填として3億1,700万円を見込んだことなどによるものです。

18ページ、19ページを御覧ください。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、本年度1,300万円、1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度26億5,000万円、1節地

方交付税です。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度1,000万円、1節交通安全対策特別交付金です。

1款飛んで、14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度1,783万8,000円、1節総務管理使用料です。

20ページ、21ページを御覧ください。

7目消防使用料、本年度522万5,000円、1節消防使用料のうち、説明欄を御覧いただいて、2行目の五条川防災センター使用料165万3,000円と、その下の新川防災センター使用料156万9,000円です。

2項手数料、1目総務手数料、本年度2,253万1,000円、1節総務管理手数料のうち、説明欄を御覧いただいて、2行目の行政文書の写し交付手数料3,000円と、放置自転車等撤去手数料2万円と、その下の2節徴税手数料324万3,000円です。

24ページ、25ページを御覧ください。

2段目、15款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費委託金、本年度65万5,000円のうち、1節総務管理費委託金3万円です。

26ページ、27ページを御覧ください。

2段目、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度242万円、1節総務管理費補助金です。

28ページ、29ページを御覧ください。

下から二つ目、7目消防費県補助金、本年度636万5,000円、1節消防費補助金です。

30ページ、31ページを御覧ください。

3項県委託金、1目総務費委託金、本年度1億1,453万7,000円のうち、2節徴税费委託金1億1,019万9,000円と、その下、3節選挙費委託金1万5,000円です。

4項県交付金、1目市町村権限移譲交付金、本年度178万4,000円、1節市町村権限移譲交付金です。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度2,376万6,000円、1節土地建物貸付収入です。

2目利子及び配当金、本年度1万6,000円、1節利子及び配当金のうち、32ページ、33ページを御覧ください。説明欄を御覧いただいて、株式配当金5,000円です。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度4,495万7,000円、1節不動産売払収入です。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1,000円、1節一般寄附金の窓口計上です。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金、本年度1,000円、1節国民健康保険特別会計繰入金の窓口計上です。

2目介護保険特別会計繰入金、本年度1,000円、1節介護保険特別会計繰入金の窓口計上です。

3目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度1,000円、1節後期高齢者医療特別会計繰入金の窓口計上です。

2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度23億1,619万6,000円、1節基金繰入金のうち、説明欄を御覧いただき、一番上、財政調整基金繰入金12億4,219万6,000円と、その下、減債基金繰入金3億円と、その下、庁舎整備基金繰入金2億円です。

34ページ、35ページを御覧ください。

2段目、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度2億円、1節繰越金です。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度400万円、1節延滞金です。

36ページ、37ページを御覧ください。

5項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、1節弁償金の窓口計上です。

2目雑入、本年度8億2,312万5,000円のうち、1節市町村振興協会交付金3,303万3,000円と、その下、2節総務費雑入のうち、説明欄を御覧いただき、中ほど少し下の自治総合センター助成金300万円と、その下、放置自転車等売却代金3万円と、その下、西枇杷島市街地住宅汚水処理場施設共同使用料394万6,000円と、その下、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金110万円と、その下、水利組合費徴収交付金38万2,000円と、その下、水利組合費助成金7万2,000円と、一つ飛んで、電話使用料2,000円と、その下、コピー使用料5万3,000円と、最後の雑入1,000円の窓口計上です。

38ページ、39ページを御覧ください。

右側の下から二つ目、8節消防費雑入のうち、説明欄を御覧いただき、2行目、自治総合センター助成金170万円と、その下、消防団員公務災害補償等金1,000円の窓口計上と、そ

の下、消防団員福祉共済制度事務手数料1万4,000円と、その下、消防団員退職報償金480万円と、その下、ハザードマップ等売上収入1,000円の窓口計上と、一つ飛んで雑入1,000円の窓口計上です。

40ページ、41ページを御覧ください。

2段目、22款市債、1項市債、1目総務債、本年度9億5,000万円、1節総務管理債です。説明欄を御覧いただき、地域振興基金積立事業債です。本年度、新たに清須市地域振興基金を造成し、10億円の積立てを予定しております。その財源として合併特例債を9億5,000万円起債するものです。

7目臨時財政対策債、本年度9,000万円、1節臨時財政対策債です。

歳入は、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長、飯田です。

続きまして、歳出について御説明します。

42ページ、43ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度7億3,662万1,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。そのうち、総務部所管は、説明欄の上から5行目の総務費375万9,000円、一番下の固定資産評価審査委員会費4万円です。

44ページ、45ページを御覧ください。

上から2行目、行政不服審査会費18万円です。

続きまして、2目文書広報費です。本年度4,146万5,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。そのうち、総務部所管は、文書管理費245万7,000円です。

続きまして、3目財政管理費です。本年度854万円、10節需用費から17節備品購入費までです。財政管理費444万4,000円と、法規管理費409万6,000円です。

続きまして、5目財産管理費です。本年度14億668万5,000円、1節報酬から46ページ、47ページを御覧ください。26節公課費までです。

前のページに戻っていただきまして、財産管理費6,007万7,000円、庁舎費3億3,

100万2,000円、契約検査費182万円。

また、46ページ47ページを御覧ください。基金管理費10億1万2,000円、このうち地域振興基金費10億円は、財政上有利な措置がある合併特例債を活用して、地域振興を図るための事業に必要な財源を確保するため、新たに清須市地域振興基金を設置するものです。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

48、49ページをお願いいたします。

8目公平委員会費、本年度12万7,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

9目自治コミュニティ振興費、本年度8,509万6,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まで、市政推進委員費342万円から清洲コミュニティセンター費66万1,000円です。

10目交通防犯対策費、本年度4,266万6,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金まで、交通安全対策費3,014万8,000円、防犯対策費628万1,000円です。一番下、自衛官募集費3万円は、危機管理課所管になります。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課長の渡辺です。

税務課と収納課所管について、説明します。

50ページ、51ページを御覧ください。

2項徴税费、1目税務総務費、本年度2億8,944万9,000円、1節報酬から22節償還金、利子及び割引料までです。税務管理事務費と過誤納付金還付金等費です。

2目賦課徴収費、本年度9,311万1,000円、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金までです。市税課税費と市税等収納費です。

税務課と収納課所管は、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

総務課、檜本です。

52、53ページを御覧ください。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度103万9,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までです。

2目選挙常時啓発費、本年度21万円、7節報償費から10節需用費までです。

総務課所管分は、以上です。

総務常任委員会委員長（冨田 雄二君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

続きまして、86ページ、87ページを御覧ください。

2段目の9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、本年度7億5,940万2,000円、18節負担金、補助及び交付金で、広域常備消防費です。

2目非常備消防費、本年度1億778万円、1節報酬から、次の88ページ、89ページを御覧いただき、18節負担金、補助及び交付金までで、もう一度86ページ、87ページにお戻りいただき、消防団費5,340万円です。

再度88ページ、89ページを御覧いただき、中段の3目消防施設費、本年度2,486万9,000円、10節需用費から26節公課費までで、消防施設費2,292万1,000円と、消防車両費194万8,000円です。

4目防災対策費、本年度1億8,196万9,000円、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金までで、危機管理部所管は、防災対策費6,898万3,000円、水防対策費585万円、防災行政無線費1,584万7,000円、五条川防災センター費4,072万7,000円、新川防災センター費1,445万3,000円です。

次に、102ページ、103ページを御覧ください。

2段目の11款公債費、1項公債費、1目元金、本年度20億9,744万円、22節償還金、利子及び割引料で、償還金元金です。

2目利子、本年度7,176万1,000円、22節償還金、利子及び割引料で、償還金利子

です。

最後に、104ページ、105ページを御覧ください。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度3,000万円、28節予備費です。

総務部、危機管理部所管分の歳入、歳出の説明については、以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これから質疑に入りますが、質疑についてはページごとに行います。

はじめに、歳入6ページ、7ページ、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

では、次に歳入12、13ページ。

林委員。

林 真子委員

林です。

12ページの軽自動車税について、少しお聞きしたいと思います。

今年度ですけれども、この軽自動車税の課税免除の対象について、ちょっとお聞きしたいんですが、条例によりますと、この軽自動車税のところの第81条の9というところで、商品であって、使用しない軽自動車に対しては、種別割を課さないと、このようにございますけれども、これは、どのような軽自動車について、今課税の免除はされているのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

課税免除につきましては、税条例で規定をしていますが、当市では、ナンバープレートがついている車両は、課税免除の対象とはしていません。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

この条例上でいきますと、市内のこの自動車販売業の方が所有している、いわゆる展示してある車については、課税していないという内容なんですけれども、本市では、一応ナンバープレートのない車には、課税を免除しているということでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

そのとおりです。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

林です。

そうしますと、何故このナンバープレートがついている中古車については、課税免除がされていないのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

ナンバープレートがついている車両を課税免除の対象にするということについて、他の自治体でされているところがあるということについては、認識はしておりますが、まだこちらにつきましては、課税免除をするに当たりまして、事業者様にとってはとてもいい制度といえますが、ナンバーがついているということは、ふだん乗ってしまえるということでもあるわけですので、対象者、対象車両、届出の方法等要件をきちんとした内容で作成し、実施しなければ、適正で公平な課税ということがなくなってしまう可能性もあるということで、まだ現在こちらのほうでは、課税免除の対象にはしておりません。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

ありがとうございます。今近隣のほうで、特に大きいのが、隣の名古屋市さんが、これ令和5年度から課税免除になっておりまして、先ほどいろんな要綱で定めなければ難しいというお話だ

ったんですが、この名古屋市さんの要綱を見ますと、意外とシンプルでして、まず販売を目的として取得して保有していること、次に、自己で使用する等の販売目的以外の使用がされていないもの、そして、次に取得時における走行距離とこの賦課期日現在の走行距離の差が、名古屋市は100km未満、これ他の自治体50km未満というところもありました。

あとは、古物営業の許可を受けていて、中古軽自動車等販売することを生業とする者の名義であることということで、私この要綱を見させていただいて、そんなに難しい話ではないのかなという気がいたしました。

そもそもですね、この税金の性格、地方税制度でよく課長御存じだと思いますけれども、これは、この道路等との間に極めて直接的な受益関係を持つ特殊な財産税としての性格、そして、道路損傷負担金的な性格ということは、道路をほとんど走らない展示車が、標識がついていたとしても、これちょっと課税をする、つまり、課税免除をしてあげるほうが妥当なことのよう、私はちょっとこの性質から考えたときに考えたんですね、感じられました。

もちろん、私もこの議員の立場で、税金が、税込減ってしまうことはどうなのかなと思いつつも、やっぱりこの条例上から言っても、今の税金の性格上から言っても、ナンバープレートがない、あったとしても、走っていないわけですので、展示してあって、売り物ですので、これやっぱり課税免除を早急に考えていっていただきたいのかなと思っているんですが。

ちなみに、普通車ですね、軽自動車じゃなくて、これ県のほうが扱いですけど、この課税免除というのは、どのようになっているのか御存じでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

愛知県の自動車税のほうでは、1年間分の免除というわけではなく、最大で12分の3で、取得した月によって12分の1であったり、12分の2であったりということがあるということです。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

林です。

やはりこれちょっと調べてみますと、どうしても軽自動車税の場合、1年間分払いますよね。この普通の乗用車の場合は分けて払うので、こういうことが可能だというようなことを私も調べてみました。

これ展示車へのこの課税免除となると、やはりこの販売業の方、今物価高騰で非常に経営が厳しいところもありまして、こういう業者さんへの支援にもなるんですけど、何よりもこの軽自動車って庶民の足でして、この中古の軽自動車を買われる方も多いんですが、結局価格に転嫁して安くなれば、これは私たちにとっても有り難いことになるのかなと思ひまして、やはりこれ要綱策定していただければ、課税免除できるものですから、是非お願いしたいなということで、是非総務部長、御見解をお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

今回この予算とは違って、第12号で税条例の猶予の関係も出していまして、税務課長からは、どのようなものがあるということで、今議員から御質問のありました名古屋市がこのような減免をやっているということは、税務課長からもちゃんと報告を受けております。

近隣では、もう名古屋市とまたあと一つぐらい、尾張部でしかやっていないということで、中では、一宮市は令和3年に一度廃止しているという事実もありますので、今税務課には、しっかり情報収集して、中身をしっかり精査するように指示をしているところです。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

是非ですね、先ほど申し上げましたように、国のほうもね、これは市町に任せていることでありまして、条例上も要綱を定めれば、決してこれ課税免除できないものでありませんので、是非ですね、御検討していただきますように強く要望しまして、御質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

加藤副委員長

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

市税のところでお聞きします。説明の中で言われたわけですが、もう一度確認の意味でお聞きします。

まず、市税の個人で、定額減税の減収額は、まず幾らだったのか再度お聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

3億1,700万円を見込んでおります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

この個人市民税が減となるけれども、同額が、先ほども言われたわけですが、地方特例交付金として国から補填されるわけですが、この影響を除くと、市全体では、全体としてどうなのかという、入りの部分です、例えば譲与税とか交付金含めた入りの部分では、前年と比べてどうなのかお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部課長。

財政課長（服部 浩之君）

市税のほうにつきましては、この個人の個人所得割のほうは、実際のところ、この定額減税の影響を除けば、伸びております。しかしながら、法人税割のほうで1億ほどですね、減収しているような状況であります。

それから、譲与税、県税交付金につきましては、全体として大きいところでいきますと、地方消費税交付金、こちらのほうはですね、1億を超える減収となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。それで、改めてもうお聞きするわけですが、実効的な交付税額というのは、一応地方交付税と臨時財政対策債合わせたものだと思うわけですが、これについては、前年と比べると、そここのところを見ていくと、どんなものなのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部課長。

財政課長（服部 浩之君）

5年度ですね、5年度当初予算に比較しまして、令和6年度普通交付税は4億円の増と、財政課としては見込んでおります。この内訳ですが、臨時財政対策債の振替分が約1億円減少すると、先ほどの地方債の説明でもありましたが、昨年2億円予算計上したものが今回9,000万円ということで約1億円減少と、それから、基準財政需要額においては子ども・子育て支援施策、それから、人件費の伸び、それから、社会保障関係費の増加などで、2億円が増加すると見込んでおります。

あと、収入のほうは、先ほど申し上げましたが、輸入額の減少に伴う地方消費税交付金の減少などがありまして、約1億円の減少を見込んでおりまして、昨年度22億円の予算計上額に対し、令和6年度は26億円、普通交付税として見込んでおります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

ということは、実効的な交付税額としては増えておるという理解でよろしいですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

そのとおりです。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

国のほうはですね、財源保障を縮小して、必要な施策については、自治体内の歳出削減等で生

み出した財源で賄ってくれよというような方針に思えるわけですが、施政方針の中ではですね、義務的経費の歳出増加の中ではあるが、財源確保に最大限の努力を務め、基金残高を維持しながら財源不足を解消することができたと、こういうふうに言われたわけですが、具体的には、これどういうことなのか、今お話されたものも含めてですね、ちょっと御説明いただきたいなと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

6年度につきましては、市税の増収が見込めない中で、扶助費、こちらは、子ども・子育て支援費の関係ですね、そういったものですか、それから、障害福祉サービスの関係、扶助費伸びております。

こういった増加がありました、基金の取崩しをこちら例年並みといたしまして、財政調整基金においては、財政運営の目標どおり当初予算編成後に10億円以上の残高を確保することができておまして、財政規律を維持できていると考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

厳しい中にはありますけれども、しっかりですね、財政、入りがないと出ができませんので、しっかりやっていただくことを引き続きお願いしていくとして、この質問は終わります。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

浅井委員。

浅井 泰三委員

浅井ですが、たばこ税ですけども、あんまり変わらないんですけど、今度、電子たばこが普通の紙たばこと同じ税収になると、先頃報道にあったわけなんですけど、いつからこれ、たばこ税の内容が変わるんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

たばこ税の増税につきましては、1本当たり3円相当の引上げということを考えてはおるようですけれども、措置の時期につきましては、令和6年以降の適切な時期とされているのみで、いつからというふうには聞いておりません。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

浅井ですが、そうすると、まだ決まっていないから、この予算は、昨年並みぐらいの予算で済ませているという、こういうことですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

令和5年度の実績が、令和4年度に比べると少し微増していたということもありまして、また少し統計のほうによりますと、4年度のたばこの販売は、紙たばこは減っているんですが、加熱式たばこのほうの本数の増加があるということもありまして、そこから見込みを立てて、令和6年度は、5年度と比較して少し高いものになっております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

だけど電子たばこがね、普通の紙巻きたばこというんですか、これ並みになれば、かなり税収が、かなりアップが見込まれると思うんですけども、どれくらい、何割ぐらい増える予定ですかね。いや、私はたばこをやめたもんですから、あんまり言う権利はないんですけど、たばこ吸っている方には誠に申し訳ないんですけども。

大分向こう、それが増税なればね、加熱式が普通の紙たばこまで上がればね、何割ぐらいこれ、増税が見込まれますか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

これまでに紙たばこのほうも増税はしてはしましたが、いつもの販売本数が同じというわけではないので、なかなか比較をすることは難しく、もし今、紙巻きたばこと加熱式たばこが同じ税率になった場合というようなお話でございましたが、ちょっと今は、この段階では、数字としては出すことが難しいと考えます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員、よろしいですか。

浅井 泰三委員

分かりました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。ほかによろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ次、14、15ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

16、17ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

18、19ページ。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

14款使用料及び手数料のところ、1目の総務使用料の自転車駐車場ですね、この使用料について確認ですが、前年度と比べて620万4,000円ですか、増であります、中身について伺います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

総務課、檜本です。

こちらの積算の根拠でございますが、この5年度の実績から導いております。稼働率が80%、月100万円の見込みを立てまして、年間1,200万円という積算でございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

80%で大幅に増えたわけですが、データの的には今言われたので理解できます。どうしてかというところでは、どういうふうに見られていますでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

前年度のですね、当初のスタートの時点では、稲沢市の無料駐輪場の影響によりまして、かなりちょっと控えめな予算立てをしておりましたが、供用開始後、随分のですね、御契約をいただきまして、簡単に言えば好調な運営をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。区画整理と同時並行で、いろいろ整備も進められておりますので、その辺もしつかり、利用者が利用しやすいような形を見ていただきたいと思います。

それに関連してですね、入りのところでは出ていない課題なんですけど、この新清洲の駅の北側のところですね、今整備して移動していましたね。あの辺では、何か台数とか、この利用者の方の利便とか、いろんところで何か声はないですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

北口側ですね、区画整理内の駐輪場のことかと存じますが、この3月15日からですね、移設の供用開始ということになっております。

1か月ほど前からですね、利用者に対してはアナウンスをしております、移動に対することにつきまして、特に問題が発生しているという状況ではございません。

用意させていただくですね、駐輪場の収容台数ですが、もとの収容台数と同等の398台を予定しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

3月の半ばから移動ということで、非常に今変わり目で、きれいな駅前のように移動になっていきますので、利便もいいと思いますけれども、そのときにいろいろね、惑われるか、混乱起きないようにですね、しっかり整えて、やっていただくようお願いしておきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございますか。

浅井委員。

浅井 泰三委員

新川墓地の件ですけど、前回もお聞きしましたが、これは関係なかった、そうですか。しまったな。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

では次、20、21ページ、よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

24、25ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

26、27ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

28、29ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

30、31ページ。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

30ページですね、17款財産収入のところ、これ額、毎年上がっておるわけですが、土地貸付収入、建物貸付収入ですね、具体にはあれですけど、例えばどんなものが土地ではあって、どんなものが建物であるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

土地貸付収入につきましては、主に自販機等がございます。建物につきましては、建物も同様に自販機が主ですね。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

自販機でこれだけ上がっておるのかというのは、非常にびっくりしたわけですが、ついでに自販機ってこれ1台当たり、どれぐらい入ってくるんですか、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

一番多いところで、1機40万円ほど頂いているところもございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

そうすると、土地でそれだけ入ってきて、建物の中に入れると、また更に入ってくるという理解でよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

土地につきましては、例えばグラウンドとか駐車場に置いてある自販機を指しまして、建物につきましては、建物、敷地内じゃなくて室内のほうに設置してあるものを建物のほうに計上させていただきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。これを財産として、そこで貸しておるところが、トータルで見ないかん部分もあると思いますけれども、電気代やいろんなことが出てくる、それだけ入ってくるという理解をしました。

これで、委員長いいですか。ちょっと次のところにあるんですけど、例えば土地、建物で、これだけ入ってくるわけですけども、もう一つは、不動産売払いということも次のページには出てくるわけですけども、直にある不動産で、入ってくるというのはあんまり、賃貸で入ってくるのは、自販機はほとんどなんですか、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

それ以外にですね、すみません。駐車場に貸したりとかというところもございまして、駐車場の貸付けもそうですね、先ほどの土地貸付収入のほうに収入として挙げさせていただいております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

となると、大まかでいいですけど、大体自販機は分かったんですが、土地の割合的には、どういふのが多いんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

自販機以外ですと、駐車場、そして、ちょっとお金少ないんですけど、電柱とか、そういったポストとかもございます。あとは、そうですね、貸し駐車場、ポスト、自販機、そして、交番ですね、すみません。交番、あと、西枇杷島警察署の土地も一部貸しています。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。大体そういうものがあると。それと、あともう一つはですね、例えば名鉄なんかの高架化やったり、いろんなことをしているんですけども、今一応市が買って、そういう所での何か貸付けとか、いろんな所での収入というのはないんですか、工事をやる上での、市が買った所に対して。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

今高架事業で購入したものについては、仮線用地とか、そういった用地ですので、現在貸付けするような土地ではありませんので、有効利用という面でいけば、していないというのが現状です。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。ありがとうございました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかによろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

では、32、33。ほかにございますか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、34、35。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

36、37。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

36、他でも出てきていますけれども、自治総合センターの助成金、これ宝くじのやつだと思うんですけど、消防のほうでも出てきておったと思うんですが、これは、どういうふうに見込んでおるのかというところですね。例年よりも100万円少ないとか、いろいろあるもんですから、年度によって。これどういうふうに見込まれて、立てられているのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

こちらのほうはですね、まず前年度に要望を取りまして、大体、そうですね、大体5ブロック前後のところから申請が入ります。その中で優先順位を定めまして、2ブロックの申請をさせていただいております。

県を通して申請をするんですが、最終的に1ブロックが採択されるというような順序になっております。予算額につきましては、こちらの助成金のほうの上限額がございますので、250万円が上限額になりますので、最大で500万円の上限になるということになります。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

250万円で、上限500万円というその枠内ということで考えておけば、毎年その枠内ということですね。分かりました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、38、39。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、40、41。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

41ページの市債のところ、後から条例のところでも出てくる地域振興基金積立事業債、ここで9億5,000万円、市債のところでは上げられています。地域振興基金というのは、合併の云々ということもお聞きして、その合併特例債の元利償還金の一部約70%が返ってくるということでありました。

それで、例えば本市のですね、借入限度額、標準基金の規模、これ10億ということでこうなったのか、その辺の流れですね、ちょっとお聞きしたいなと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

本市のこの基金ですね、基金の積立上限額につきましては、人口等から算出されますが、22億9,826万2,500円と、約23億円が積立上限額となっております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

これが23億積立上限額があって、その中で、今回10億円をとということだったわけでありま
す。ここに総務管理債として9億5,000万円というのは、95%合併特例債、そういう意味
でよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

そうですね、合併特例債の起債の充当率95%になりますので、10億の95%、9,500
万円を起債するというものです。

以上です。

すみません。9億5,000万円です。失礼しました。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ないようですので、歳出のほうに移ります。

歳出の42、43ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ44、45ページ。

大塚委員。

大塚 祥之委員

大塚です。

調査費についてお伺いいたします。黄本の33ページになります。

主な支出科目の中の工事請負費ということで、市役所庁舎増築・改修に伴う工事、職員駐車場の改修工事ということで、これ以前使われていた所の駐車場の整備というふうに受け取ってはい
るんですけども、こういったものと詳細な内容等を教えていただけますでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

財産管理課長の飯田です。

今回計上させていただきました工事費につきましては、庁舎の対岸側にあります芳野ポンプ場の北側にある、現在職員駐車場として使っている駐車場がございまして、そちらがですね、二つに分かれて使っているんですけど、その駐車場をですね、外周を土留めをして整備することにより、一つのまとまった土地として駐車することによって、駐車台数の確保を図れるという目的で、まずそちらのほうの駐車場を整備すると。

もう一つはですね、新川沿いの河川敷にありました砂利の部分を舗装をすることによって、職員の駐車場として確保するための工事を行うというのが、主な目的でございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

大塚委員。

大塚 祥之委員

それで、この整備終えたときにですね、その対岸沿いとポンプ場で、何台ぐらい想定されていきますでしょうか。約でも構わないんですけど。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

整備後の台数としましては、芳野ポンプの北側が74台、水路敷きが82台を想定しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

大塚委員。

大塚 祥之委員

分かりました。あとですね、これ工事を行っていくというものになるかと思うんですけども、この具体的な工事のちょっと時期だとか、工程だとか、もし分かりましたら教えてください。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

第一四半期、4月から6月に工事の発注を行いまして、完了は年内完了を目標に進めていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

大塚委員。

大塚 祥之委員

分かりました。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他に、44。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

今のことで、例えば約150台ぐらいですね。その間、代替の駐車場とか何かで、こちらになると思うんですが、それは十分対応できるのかどうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

あくまでちょっと現在のシミュレーションとしましては、芳野ポンプが現在58台ほどの台数確保していますので、そちらの部分で工事するに当たり、職員の58台分のスペースを確保するために、先に水路のほうの現在止めていない部分を整備してですね、そちらのほうで、まず58台分を確保すると。その後、芳野ポンプ場の北側のポンプ場の駐車場を整備したいと考えております

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

十分、ローテーションうまくいくようにですね、やっていただきたいと思います。

それから同じページでですね、財産管理費の庁舎費の庁舎整備費についてお聞きします。設計業務等の委託料を挙げられておるわけですが、改めて今後の流れですね、どういう形でやっていくのかというところをお話いただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

飯田総務部次長兼財産管理課長。

総務部次長兼財産管理課長（飯田 英晴君）

今年度に引き続き来年度の9月を目標にですね、詳細設計のほうを完成していきたいと思っております。

そして、その後、工事の入札を行い、6年12月の議会で、工事の承認をいただくよう計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。

9月の一つは目標にということであります。今後こういろいろ動いていくわけですがけれども、十分その中でまた動きを見ていきたいと思ひますし、またいろいろあったらですね、議会のほうに説明をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、46、47ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

48、49ページ。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

ちょっと確認だけなんですけど、自治活動補助金のほうで、これ各ブロックに支払われている

ということなんですけど、各地区にリサイクルステーションありますけど、あちらのほうの費用というのは、ここには含まれていないんですよ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

総務課、檜本です。

申し訳ございません。リサイクルステーションの費用というと具体的に、どういったものになるのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

各町内というか、ブロック内に、町内の人が運営してみえると言っちゃいかんな、これ。市がお願いして、町内の人が委託を受けとるのかな。そういう形でやってみえるというものは、この中には含まれていないってこと。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

私どもの所管ではなく、環境課のほうの所管ですね、補助金を別に出してみえると思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だから、この中には含まれていないという確認だけをお願いしたんですけど。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他に、伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

もう一点、町内会にあるちびっこ広場とか公園等の清掃の委託も、各所管でやってみえて、この中には含まれていないということ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

当然所管が違うんだということなんですけど、これも総務のほうで、町内会ブロックのほうの活性化のためにいろんな補助金等をつけてやってみえるんですけど、こちらのほうですね、例えば先ほど申しあげましたごみの地区のステーションなんかを、これはブロックに委託されるべきものと考えてみえるのか、個人に委託、任意団体に委託しているというのかな、町内会に委託しているものなのか何かというのは、その辺の考え方は、そちらの所管ではあまりあれですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

そちらの運営につきましては、各自治会、町内会、ブロック等にお任せしている状態でございます、私どものほうで、詳細までは把握はしておりません。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

そうすると、例えば町内会単位、任意の団体に委託してあるごみステーションについては、ブロック長を通して入るものではないということでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

基本的にはですね、ブロック長、市政推進委員を通して、全ての補助金は分配されているというふうに認識しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

その内容については、もちろん所管が違うということなんですけど、ブロックのほうから委託していることには違いないんですよ、ブロックでお願いしているということ。どういう考え方をすればいい。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

自治会さん、ブロックに対しての補助金につきましては、基本的に市政推進委員を通してお願いをしているということでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

補助金についてはもう当然そうなんですけど、ブロックのね、今言っているのは、多分委託という形になっていると思うんだけど、そちらに関してもブロック長を通して入っていったということは、ブロックがある程度了承しておることによろしいんですよ、これ考え方は。ブロック長、推進委員を通してお金が入っているわけでしょう、これ、今の公園の清掃にしても、ごみステーションの1世帯330円ですかね、それにしても、そういうことじゃないんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

私どもの基本的なやり方というか、立場といたしましては、委員おっしゃったとおりでございます。ただ、そのごみステーション、特に公園のほうはですね、個別に自治会、町内会と契約をしているというようなことは聞いております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

もう一度確認しますが、ごみステーションについては、リサイクルステーションについては、地域の、ブロック長のほうから推進委員を通してお金がブロックに入って、その中で何らかの分配がされていると、そういう解釈でいいのかな。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

浅井委員。

浅井 泰三委員

いや、今の伊藤委員の言葉を受けて、コミュニティの在り方としてね、僕は、その辺が、例えば市政推進委員さん以下ね、今で言われている自治会の役員さん、言わば字役さんというのかね、そうした方々が、毎年、それぞれのブロックで役員を決めた中で、今言われた資源ごみに対しての役割、公園業務の役割ね、公園もそれぞれ委託でトイレ掃除から、草むしりからね、いろんな役割の中で、トイレ清掃なんかは、自治会の役員さんが請け負っているところもあれば、シルバーの人が請け負ってみたり、それぞれ様々なんですよね。

僕は、そのコミュニティの在り方として、先ほど市長のほうからもお話あったと思うんですけど、今周辺の自治体を見ても、自治会の役員さんのなり手がなごころか、自治会そのものに入らない、そういう方がたくさん見える中で、自治会の役員をその年その年に割り振るとするか、なっただくとか、そういうものの規則すらね、各自治会に任せっ放しで、今言われた資源ごみや公園の清掃や何かの役割も、誰がどのようにやるかというものも曖昧といえね、僕は曖昧だと思うんだよね。それでこういう質問が出ると思うんだわ。

誰が管理して、誰がその年間を通してね、責任を持ってこなしていくかということが、コミュニティの役員の在り方そのものを、もっと言えば、役員に選出する方法、また、そのコミュニテ

市の自治会の自治会費を払わない、そういうところがある中で、自治会の役員はおろかね、自治会の会員にもなってもらえない、そういう今状況の中にあって、本市はまだね、自治会の会員になる人がまだ多いんだと。よその市町村では、5割を切るところもあると、こんなふうに、市長のほうからもお話あったこともあると思うんですよ。

じゃあ、そういう中で、今のそういった誰が管理して誰がというふうを受け取って、誰が、例えばその年の字を運営していくか、こういうことも、その自治会によって違うわけですよ。

例えば役員でも、留年というか再任で2年やるところもあれば、半分だけ入れ替えるとか、はたまた、毎年毎年変わって、その自治会に入る人も減少する中で、役員はなかなか決まらない。また役員の役割はどういうものかということも、私はやっぱりある程度というか、今のごみの収集の問題とか、資源ごみの収集の問題とか、今言われたいろんな関わり方が、各自治会の役割がはっきりしていないところあると思うんですよ、もちろんその役員の選出の仕方も含めて。

だから年々、余分な話になりますけども、なかなかいろんなコミュニケーションが成り立たない中で、そういうことが非常に問題になってくるわけですよ。

僕は毎年ちょっといろんな方々に、よその字はどうなっているんだろうとか、他の市町村ではどうしておるのかとか、いろんな情報を聞きながら、その字の在り方を、ブロックの在り方ですね、何か統一したものが出せれないか、その都度、思いをいろんな担当の方々に、今の伊藤委員の話じゃないですけどもね、じゃあ誰がどうやるんだということをお聞きしているんですけども。

ちょっと話長くなって申し訳ないですが、統一したやり方というものを、コミュニティの在り方、清須市はこうだというような方針を、清須市を、自治体で決められないものなんでしょうかね。含めて御解答を。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

榎本課長。

総務部次長兼総務課長（榎本 雄介君）

総務課、榎本です。

今お話にありましたまず、市のほうですよ、いろいろなことを決められないかということがまず第一点あったと思います。こちらのほうはですね、今おっしゃられたようにですね、役員の選出方法、運営方法、それから会費に至るまで、これ毎年私どものほうにですね、市で決めてくれと、市が示してくれという、こういうような御要望は、毎年いただいております。

まずですね、ちょっと振り返っていただきたいのは、自治会、町内会というもののなんですけど、

これ行政区のようにピシッピシッと決めたようなものではなくてですね、昔ながらの伝統的なですね、地域や集落が、自治会だとか町内会だとかいう名前に変えて、ずっと運営されてきたものでございます。

そういった前提の中でですね、皆さん、その中でルールを決めてですね、自主運営的にやっけてきているものでございます。

今のようなですね、歴史だとか経営だとか文化が違うところにですね、一律にこうだよというのはですね、行政と地域、自治会の関係上ですね、あまりよろしくないんじゃないかというようなところが、まず一つあります。それが受け入れられるかというようなところでございます。

実は、私どもの立場といたしまして、先ほど議員もおっしゃられたとおり、幸いにして加入率も高くですね、コロナ禍を経て、活性化しているという自治会もたくさん目立ってまいりました。自然情勢的にですね、方向を見ているとか見守っているというところで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

じゃあね、具体的にね、実際にある字で聞いた話なんですけど、自治会費払っていない方に、回覧をどうするかとか、市の回覧はこれはもう当然回さないかんと思うんですよね。しかし、各自治でいろんな取組があるときに、そういう回覧を回さないで済むものなのか、もっと言えばですよ、子ども会に入らない。しかし、子どもにとって、そこの字の子ども会に入らないというのは、子どもにとっては、親のエゴでね、多分ね、子ども自身は私は子ども会に入りたくないなんていうのは、万分の1もないと思うんだよね。

そういう子ども会や何かに対して、じゃあ自治会費を払っているか、払っていないかで、入れる、入れんとか、そういう問題は、どうどういうふうに、本市としての見解はどうなんですか。いかがですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

そのようなお話もですね、多分にいただいております。それで私どもの見解というか、お話と

いたしましてはですね、いつも言わせていただいておりますが、そのところは含めて、お願いをしております。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

どういうお願いだね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

樽本課長。

総務部次長兼総務課長（樽本 雄介君）

同じように取り扱っていただきたいということでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

同じようにというのは、会費を払おうが払うまいが、子ども会には入れなさいということね。

そういうふうを受け止めればよろしいですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

樽本課長。

総務部次長兼総務課長（樽本 雄介君）

その内容によりまして。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

いや、内容は簡単や。会費を払っているか、払らっとなかだけだ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

樽本課長。

総務部次長兼総務課長（樽本 雄介君）

回覧ですね、回覧であるとかですね、重要なお知らせについては、一律お願いをしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

いや、だから何遍も聞くけども、子ども会に入れるか入れんかよ。回覧はええわ、そしたら。回覧の件は分かった。じゃあ子ども会に入れるか入れんかというのは、どういう見解だね。これはね、やっぱ行政府としてはね、幾ら各自治区に任せるとはいえね、見解を示すべきだと思うんだわ。入れる、入れない、もらうならもらう。

学校には申し訳ないけども、今日教育長おらんでいかんけどもね。子ども会に入れる、入れんというのはね、学校教育の問題かもしれんけども。しかし、システムとしてね、自治会は、その年にあった自治会の、ブロック長でもいいわ、どうやって進めるわけ。それはやっぱりどっかでね、大所高所からね、話をしてあげんと、その年のね、役員はやっとれんよ。そう思うんですよ。

それはね、子ども会だ、PTAだ、字役だってね、先ほど伊藤委員の言われたね、資源ごみだつてね、どうやって集めてね、どうやってお金になるかも分からん。それは広報では、いろいろ案内されてますよ。しかし、大半は分からないんですよ。

それをね、字役さんの責任になってくるわけですよ。字役さんというのは、ブロック長以下の役員なんですよ。だから、ある程度の方針を、私は自治会で決めるべきだと思うんだけどね。

でないかね、それは伝統とかなんとかと言ったらね、それは清須市だつてごまんとあるんだから、自治会は。それは歴史だどうのこうの言えね、自治会の中にお宮さんのお金も入れとるとかあればね、なしのところもあれば、希望者だけ奉賛するとか、そんなこと言い出したら切りないわ。

それをある程度大きな線で統一してあげなければ、私は、自治会というのはますますね、その自治会というのは、ブロックが成り立たなくなるんじゃないですかということをお願いし、申し上げて、どうしますかということをお答えを、お願いしていますと言っているんですよ。お答え、お願いしますよ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

樽本課長。

総務部次長兼総務課長（樽本 雄介君）

基本的にはですね、そういった全ての事柄につきましては、御理解いただくように御説明をし

ております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

あのね、やっぱりね、三すくみの関係でね、役所の言うことは、なかなかね、字役員さんは、引き下がるわけやわ、いろんなことを言うの。でね、我々議員には、そういう問題を山ほど投げかけてきて、我々は、住民に弱いもんですから、いろんな話聞きますわ。

だけど、あなた方は、やっぱり住民には強いわけなんですよ。いや、強いんだよ。いやいまだにね、三すくみなんだわ。

その代わり、僕らも言える立場から、今あなたにもいろいろ言うわけですけど、でも三すくみの中でね、住民の方には理解してもらっているなんてね、浅い理解なんだわ。泣く泣くやむを得ずやっとなるんですよ、1年。それで、1年やる人に、またいろいろ困るもんで、留年をいとわずとか、再任をいとわずとか、3年ぐらいまでもやってもいいんじゃないかとか。だけど、一部の字でね、長くやってて、役員が私的流用をしたとか、いろんな問題がある。それも見て見ぬ振りしとるわけですわ。

だけど、新聞にはたまに刑事事件で新聞に載りますよね。そうならないようにね、皆さん1年我慢して頑張っているわけですわ。やっぱりある程度の方針をね、僕は是非決めていただきたいと思うんだけどね。約束してくださいよ。うんと言うまで休憩、ちょっと休憩してでもさ、ちょっと一回。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ちょっと時間が来ていまして、休憩ちょっと入れたいんですけど、よろしいですか。3時まで休憩します。

（ 時に午後 2時47分 休憩 ）

（ 時に午後 3時00分 再開 ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど、休憩前の浅井委員の質問に対して、檜本課長の見解を一言お願いしまして、この質問をちょっと終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

先ほど来からですね、お尋ねいただいています自治会、町内会へのですね、市の立ち位置とい
たしましては、やはり市政に対しての御協力をいただく、お願いするという立場でございます。
そういったことからですね、様々なことございますが、常に御理解いただくよう継続してです
ね、お願い、御説明を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

浅井委員。

浅井 泰三委員

是非ね、私皆さん巻き込んでね、どうあるべきかをね、本市から強く発信いただいてね、本当
にこのコミュニティがないがしろにされる、こういう世知辛い世の中ね、是非改善していきたい
と思うんですよね。

でね、もう一つだけね、先ほど申し上げましたね、自治会費を払わない人に子ども会が入っ
ちやいかんと、子どもええ迷惑だな。でもこれだけはね、だけど、僕は強くね、いや、だから自治
会費を払ってくださいよということを、もしも市に問合せがあったら、自治会を払わないのはや
っぱり子ども会入っちやいかんというくらいのことをね、僕毅然とやっていかなきゃ、なあなあ
では、ますますコミュニティが崩れていくばかりだと。

今日を機にね、是非何かこう一つの方針をね、粗々でいいからね、粗々でいいから、なしなし
規定ではなくて、あるある規定ぐらいの緩々でいいですから、是非そういうものをね、構築いた
だきたいなと思うんですよね。

我々が聞かれても、ここから聞かれても、そうかそんなら一つやらないかんないくらいのね、
そういうものを是非検討いただきたいということを、委員長からしゃべり過ぎだとお叱りいただ
いているものですから、ここで止めます。お願いします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他に、このページ、よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

伊藤です。

これも確認になってしまうかも分かりませんが、交通安全協会と防犯協会、それぞれ負担金

が、これ支払いされていると。負担金の裏には、清須市内で活動してみえる団体の補助金も出ているわけですが、この2団体に限らずの話なんですが、いろんな清須市内、補助団体がある中で、合併以来18年の間に、かなり補助金もカットされてきた、ほとんどが1割ぐらいカットされたかな、これ。

そういった中で、この負担金というのは、合併当時からあんまり変わらんね、ほとんど。これどうして、この数字は固定されているのかということ、これ多分西枇杷警察管内ということで、2市1町で組織されている一般財団法人か、何法人か分かりませんが、そちらのほうだと思わんですけど、これの案分方法を教えていただきたい。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

今おっしゃられたのは、西枇杷管内の連合会等のお話でよろしかったでしょうか。こちらの案分率、本年度はですね、人口割合で、当市の負担割合は40.34%となっております。

この金額が変わらないと。数年来実際変わっておりませんで、これにつきましての積み上げしてきた積算内容につきましては、その連合会のですね、役員会、総会で御承認を得たものでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

まあまあ当然承認が下りてということなんだけど、清須市は、何らかの理由で補助団体10%ぐらいカットしてきているという中で、この負担金については、そういう話合いはされなかったということかね、そうすると。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

そういったお話は、聞いておりません。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

何が公平なのかちょっとよく分かりませんが、まあね、清須市内の団体の方は、全てが1割というわけじゃなかったんだと思うけど、我慢されたわけだね、これ。当初よりも補助金が減ってきて、でも市のためだから、一生懸命やりましようとしているわけですよ。

これを2市1町のほうになると、意見が出ないで、ずっとそのまま積み上げているんですわ、という話なんですけど、これどうですかね、これ。本当に清須市民に要求するのであれば、外部の負担ももうちょっと何とかありませんかぐらいの話合い出てしかりだと思えるんですけど、そのあたりは。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

当市ですね、防犯協会、交通安全協会につきまして、これは、当然のことながら事業にですね、附帯して予算を積算しておりますので、減額になってくるともあれば、増額になることもあるかと思えます。

同様にですね、当然その2市1町の連合会の関係も、事業に対するの予算になっておりますので、その辺は適正にですね、精査されているかと認識しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

同じ補助金でも、補助交付団体というかね、団体でも積算方法が違うということだね。体育協会とか文化協会は、一律5%下げたときもあれば、これね、説明しながら協力いただいているんだけど、この2団体については、積み上げたものでやっておりますと、そういう解釈ですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

そのとおりでございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

副市長さん、よろしいですか、それで。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

今の交通安全協会団体の補助金については、今檜本が申したとおりですけれども、体育協会等の積み上げ方についても、各団体の構成員の数ですとか、ということで積み上げていますので、その辺は、積み上げた補助金の額だというふうに認識しております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

ここでね、所管が違うので言いませんけども、一時5%カットというのがありましたので、その辺また確認していただきたい。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

防犯のところで、ちょっとお聞きします。

安心ということは、キーワードになっておるんですけども、最近本市のですね、メール等を見るとですね、市の職員をかたる何とかというのがしょっちゅう入ってくるんですね。

この問題についてはですね、ここの所管で言えば、特殊安全の電話機ですか、あれ補助等も出されておるんですけども、市の職員ということが頭についているもんだから、何か本市として、今この対応、対策については、今何か、警察と組んで何か考えられていることというのは、あるのかどうなのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

具体的なものは、ございません。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

例えばこういうことが、市の職員をかたるということでメールが来るわけですがけれども、市民から直接そういうことでの問合せ等があった場合は、例えば電話で窓口だと、どこが担当されておるのかということをお聞かせいただきたい。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

そういった情報については、私どものところに来ることもありますし、所管課に直接問合せがあることがあるということは、聞いております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

なかなかその市の中でも、担当の窓口が決まっていないというように理解できるわけですがけれども、本当に今ですね、困ったもん、こういう犯罪が横行しているわけですね。やはりどういうふうな啓発もしていくかということが大事になるわけですが、その辺では、何か考えられておることはあるのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

先ほど来からのこのお話の内容というのは、いわゆる特殊詐欺というものに当たるかと思えます。こういったですね、予兆電話と言われるものなんですけど、こういったものがあつたときにつままして、メールのほうでですね、すぐメール等でですね、お知らせ、あとは群発的に電話が入つたときにはですね、防災無線でお知らせをするというようなことで対応しております。

先ほども委員のほう述べられました特殊詐欺の対策装置購入費の補助金というものをやってお

りますので、この啓発に併せてですね、注意喚起を行っているというところでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

しっかり、これ電話機も30件ということではありますが、非常に巧妙になっておりますので、しっかり啓発のほうもやりながら、いろいろな対応についても、いろんな全国的な教訓もあるかと思っておりますので、しっかり学ぶところは学んでいただいて、発信をしていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

大塚委員。

大塚 祥之委員

大塚です。

すみません、交通安全運動費の中の自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金でお伺いいたします。

黄本の52ページになるんですけども、こちらのほう、今7歳以上18歳以下の児童及び生徒並びに65歳以上の高齢者の方に対して、補助を行っていただいております。これ非常に、交通事故から頭部を守るということで非常に有効的で、しっかりと進めていただいている施策だと理解しておりますけども、すみません、このものに関連してになってしまうんですが、この年齢をですね、全年齢まで、ちょっと拡充することというのは、今後の課題というか、今後の考え方として、ちょっと所見をお伺いしたいと思ひまして、お願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本 雄介君）

もともとですね、本補助金につきましては、県と協調したものでございまして、当初3年間の時限制度としてスタートしております。したがってですね、本年度をもって終了を予定しておったところでございます。

この予算期に、県のほうではですね、補助制度の延長と、対象者の拡大を検討しているというお話をいただいておりますが、結果として、対象者はそのまま、期間のほうは延長するという事で結論付けられました。

本市といたしまして、その決定に合わせまして、対象者は現状のままなんですが、補助制度を延長するという事で、今後も基本的には、県の制度に協調していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

大塚委員。

大塚 祥之委員

分かりました。是非、愛知県と同調していくということだったんですけども、やっぱり、より県のほうからでも、いろいろ詳細な情報等をアンテナを張っていただいて、こういった事業が進めていけるように助言をしていただいたり、そういったことをお願いして、質問を終わります。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、50、51ページ。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

加藤です。

税金の徴収のところで、今行われておる定額減税の関係ですけれども、6年度中、個人の住民税、こういったところの、例えば普通徴収の場合ですね、どういうふうに徴収方法、なっていくのかというところをお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺でございます。

個人住民税の減税でございますが、まず、お給与の特別徴収の方につきましては、毎年6月から翌年の5月まで12回で、均等に分けて御納付いただくわけなんです、この6月分は徴収はせずに、7月から5月までの11回に分けて、減税分を差し引いたもので、均一にならして徴収をするということになっております。

そのほかに普通徴収といいまして、1年に4回に分けて御納付いただく方につきましては、第1期分で減税をし、もしあの引き切れなかった場合については、2期分にまた残りの分を持っていくという形で徴収を行います。

最後に、公的年金に係る方につきましては、公的年金からの特別徴収につきましては、一番早くて10月から、10月分から定額減税分を差し引いて御納付いただくという形になっております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。給与と普通と公的年金の部分で、タイムラグというか、いろいろ起きますので、やっぱりみんな定額減税どうなるのかというところですね、何で違うのかというところ、なかなか分かりづらい部分があるもんですから、どっかの機会です、市民の方に、これ御理解いただけるようなお知らせなんかしていただけるとより良いのではないかと思いますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

他にございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、52、53ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

次、飛びまして、86、87ページ。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

88、89ページ。

伊藤委員

伊藤 嘉起委員

防火水槽等の管理費でお伺いしますが、前年度と比べてね、成果表というか、黄本の267ページですか、こちらのほうなんですけど、ここの防火水槽等管理費ということで、当然前年度より、市の水道事業のほうも名古屋の上下水道局が、もう前年度よりも若干は増えてきているといった中で、このウに書いてあるですね、負担金、補助金及び交付金ということで、清須市の部分は前年度より若干下がっているわけですね、数字が。名古屋市のほうは、5割ぐらいですか。これ上がっておるといふ数字が出ているんですけど、ちょっとこの説明をお願いしたいんですけど。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋です。

清須市分が下がっているというものに関しましては、こちらの消火栓のほうの工事が発生した場合は、給水水道事業の場合は、工事が発生した場合は翌年度の財源にて措置して、翌々年度で支払いというそういった取決めがございます。

名古屋市上下水道局のほうの値上がりのほうなんですけれども、主な要因としまして、こちらのほうは、消火栓の今回整備工事のほうが前年より2機分ほど増えるということで、その分の差額で増額をしております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員、よろしいですか。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

88ページの防災対策費のところでお聞きします。災害発生時においては、必要な応急復旧業務を継続していく。このためにはですね、業務継続計画、こういったものが重要になるわけでありませう。

本市の場合も、ちょっと改めて見てみたら、平成30年にこういった計画が策定されているわけですが、この計画の実効性を高めるために、継続的に私は中身の改善等もしていくことが求め

られると思うわけであります。

平成30年以降にもあちらこちらですね、こういった災害が発生して、近々のところでは能登半島の地震であります、改めて本市も業務継続計画、見られたと思いますが、その辺についてはどういうふうにお考えかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

この業務継続計画の実効性といいますか、そういったことを高めるという観点ではですね、計画に各課の非常時優先業務というのが定められておりますけれども、これに基づいた訓練というのを各課で行っているということを今一つ、一点挙げられます。

また、今後その改善をしていかなければいけないというふうな点でございますけれども、業務に従事する職員の水や食料等の確保についても、そういった検討が必要だというふうに考えております。

あとまた、大規模災害とかになりますと、国や対口支援によります都道府県などからの応援職員だとか、自衛隊、警察、消防などの関係機関の方々など多くの方が、災害対策本部の運用などの支援を行っていただくことになると思いますけれども、その際のこの受入れ体制だとか、そういったことも今後検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

今言われたようにですね、いろいろ検討していく必要があるという認識は、おありのようであります。改めて、これ平成30年の見させていただくとですね、やはりその後、いろいろ、よそですね、改善されておところが、自治体も結構あるわけであります。

その中で、特に今言われましたけれども、よそからの応援等もいっぱい入ってくるという状況の中で、この計画の実効性を確保するためには、やはり受援体制、受入れ体制の整備、これが必要になってくると思うわけであります。

消防庁のほうも、こういった災害時の受援体制、受入れ体制の整備を強く求められておって、

文書等も出ておるわけですが、その辺については、本市はどういうふうにかこれ考えておるのか、これから考えるのか、お聞かせいただきたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

今回の能登半島地震でもそうなんですけれども、なかなかその被災した市町村の職員だけで、この災害対応を行うというのは、やはり困難だというふう感じております。本市としても、おそらく早めに国や県に応援要請を行うということが大切だと思いますし、また、応援要請する際には、災害対応のノウハウのあるこの都道府県職員だとか支援チームの派遣をいち早く要請して、助言、指導を受けながら対応することも重要だと考えております。

そのためには、やはり議員おっしゃられた受援体制、受援計画というのを今後作成していく、また検討していくという必要があるかと感じております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

計画していく、検討していく、これ早急にですね、私は取り組んでいただくということが、必要だと思います。

それで、今回の能登半島地震、特に液状化の問題、ああいったものをニュース等で見るとですね、避難所の生活環境改善の促進、これが、非常に要求されると思うわけであります。断水や停電等によってトイレが使用できないと、こういう状況が伝えられておるわけですが、平時からですね、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を踏まえた準備が、私はこれと併せて、受入れ体制と併せて、必要だと思うわけなんですけれども、避難所のそういったところにおける生活環境の確保の取組指針みたいなものについては、どのように今お考えなのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

この指定避難所でございますけれども、特に、防災倉庫だとか防災資機材、そういったものが、かなり老朽化をしております。そういった避難所の改善策といたしまして、令和6年度及び7年度の2か年で、指定避難所にある老朽化した防災備蓄倉庫15か所の更新と避難所に必要な資機材等を整備すると、そういったことを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

しっかりやっていただきたいと思います。その上でですね、防災活動費のところに入るかと思うわけですが、本市の食料とか飲料水の備蓄量の状況、この県一覧の資料を見るとですね、県が出してみえる、そうすると、それぞれの自治体によって備蓄をする物資の考え方が、その量によって分かるわけですけども、本市の場合、どういうふうにこの備蓄、食料、飲料水の県の一覧の中の掲げられている中の数ですね、これについては、どういうふうに考えて備蓄されておるのか、まずお伺いをしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

備蓄食料等につきましては、これまでも議会等にてお答えしておりますとおり、人口の3割の方が避難すると想定をいたしまして、クラッカーやおかゆなどの食料目標の10万6,650食に向けて備蓄を進めておりまして、令和5年度末で9万1,440食になる見込みでございます。

また、飲料水については、500mLのペットボトルの水を1万7,280本備蓄をしておるところですが、ただしですね、もちろんこれだけでは十分ではございませんので、食料及び生活必需品、飲料水などの供給に関する災害時応援協定を20社ほどの事業者と締結をしております。またさらに、愛知県の広域受援計画に基づきまして、国から県を通じたプッシュ型支援によります物資が送られてくることになっておりまして、それらによる調達を想定しております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

しっかりですね、やっていただきたいと思います。県が出している資料だと、23年4月1日のやつですので、それから約11か月たって、今言われたように、水なんかは8月にまた入れられたり、いろいろしていますので、気が付いたところからやられていると思うわけですが、しっかりその備蓄に対応する受援体制と同時にですね、行っていただきたいと思います。

それからですね、防災備蓄倉庫の整備についての中で、生活必需品の資機材の備蓄についても、同時に県の一覧が出ておるわけですがけれども、これも様々な状況があります。本市の場合ですね、いろいろこの資機材についても、どう考えるかということをもっとお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

まず、最近問題になっておりますトイレですね。トイレに関しては、特に今後、備蓄を積み重ねていきたいと考えておまして、特に携帯トイレですね、そちらのほうの備蓄を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

本当にトイレがですね、今回の能登半島地震のニュース等を見ても、液状化でいろいろ使えないということで、皆さん困ってみえる様子が流れているわけでありまして。携帯用トイレ等がある、今言われたわけですがけれども、いろいろトイレをどういうふうに、これ配置していくかということでは、いろいろ考えていかなあかんこともあるかと思うわけですね。

やっぱり高齢者や障害者の方たちのトイレ、どうしていくかとか、あといろいろ外でのトイレの場合は、トイレ用のテントも必要になってくるでしょうし、一般質問の中でもありましたけれども、部長さんが答えられてみえたように、清須市にはこの三つの川があって、水の問題では、飲料水だけでなく生活用水、こういったものをどう活用していくかということでは、いろいろ川の利用も考えていったほうがいいんじゃないかというような御提案もされておりました。

私も本当にその地域に合った、いろんなことを考えていく必要があると思うわけですが、その辺については、私は、トイレの問題は非常に大きな課題だと思うわけですが、携帯用トイレだけでは、私はなかなか対応できるのかというのが非常に心配なんですよね。下水の関係が駄目

になった、その携帯をトイレをどういうふうにする。

私自身もそうなんだけど、そういうのを使ったことがないもんだから、実際どういうふうになって、それがどうなるのかという、市民の方も分からんと思うんですね。その辺について、市民の自助の面での備蓄もしていただかなあかんわけで、その辺はどう考えられておるのかということをお聞きしたいと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今後のその啓発的なものですね、まず市政推進委員さんに対してですね、いつも自主防災訓練などの御案内をしている際にですね、どういった訓練をやるのかという、そういう項目を提出していただくんですけども、その項目の中に、このトイレの設営というものを加えていきたいと思えます。あと、今後その市民の方にも、こういった携帯トイレ等を備蓄していただくために、広報やまたホームページ、またSNSなどを使いまして、周知啓発をしてみたいと考えております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

これ本当に、近々にいつ起きるか分からないような話でありますので、しっかり防災という面で取り組んでいただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

今の加藤議員に関連するんですけども、これ非常時用の食料、飲料水の備蓄ということなんですけど、これ清須市は、1か所に全部集めて備蓄してみえる、何箇所かに分かれているんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

避難所のほうに分けて、ただクラッカーだとか水だとか、そういう簡易的なもの、一部のものを配置しているような形になっております。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

もう一つその下になるのかな、この防災訓練費のほうなんですけど、これちょっと細かい話ですけど、これ今度の予算立ての中では、訓練用の砂というのが15万8,000円という計上されているんですけど、これって何か昔の資料を見ると、桁が違うぐらい安いときもあったんですけど、なんか内容変わってきているんですか。これ何立米ぐらい砂を買われる。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

これは、水防訓練で使用するものでございまして、10立米ぐらいだと思います。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

10立米の数字がこれ、結構です。

いいですか。黄本の272ページになるんですけど、自主防災のほうでちょっとお伺いしますが、自主防災、これ各清須市全ブロックの中に自主防災を作ってくれとお願いをしておるんですけど、これ全ブロックに自主防災ってあるんですかね、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

今全ブロック整っております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

組織の数からいえば、全ブロックにあることになっているんですけど、実際うちの近くでもで

すね、自主防、何やっていいか分からんでちょっと相談に乗ってくれとか、いろんな話いただくんですわ。やっぱりこの中のね、温度差がかなり違うんですけど、いざというときに困りますわね、これ。

市は、僕の考えですと、ブロックの活動補助金もある意味では、いざというときに、みんなが協力し合えるための連携づくりのために配っているんだよということ言えば、この自主防を育ててもらおうというのが、まず第一番だと思うんですけど、数は全部そろっておりますよと言いながら、実態伴っていないのを課長も御存じだと思うんですわ。

大体どのぐらいのあれでしょうね、その活動しているにふさわしい自主防の団体というのは、何パーセントぐらいだと、課長の感覚でいいんですけど、どうですかね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

おそらく、6割から7割ぐらいの感覚だと思います。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

それね、やっぱりそこをね、どう育てるかという話になると思うんですわ。先ほどのコミュニティの浅井さんのお話もそうなんですけど、それは全部が全部ね、市が一つのルールでしぼって、同じような理想郷みたいなことはできんわけです。これ地域差があつてね。それでね、今回企画まだ残ってみえるであれなんだけど、これ、合併して20周年大々的にやりますよと言ってね、やられるんだけど、20年たったらね、もうある程度熟成してきたのでね、当時はね、18年、19年前は、垣根を取って、統一ルールで皆やらないかんぞというのが、僕らの中でもすごいあったんですわ。少々地域差があろうが、やっぱり統一ルールで、清須市いかんとあかんでなというところがあったんですけど、これ20年たってね、やっぱり埋まらない差というのは、これあると思うんですわ。

自主防は、埋めてもらわなあかんと思いますよ。でも、地域の事情があつて、自主防すら立ち上がってきていないんだよと、4割はという感覚がおありなら、僕はね、是非ともこの20年という契機にね、この20年という市の一大節目を迎えるときに、いや、これからの清須は、例え

ばね、協議会を、地域の協議会をブロックじゃなくて、地域の人に選んでもらって、小学校区にするんだとか、自主防に対しては、特にこういう範囲で活動を認めていくんだと。

前々から委員会等でよく言うんですけど、ブロック、ブロック言われるとね、閉ざせ、閉ざせと言われていたという意味で、本当に残念な、マイナスだなというのは僕は思っているんですけど、個人的には。それではね、これ自主防、埋まっていけないですよ、これ。それで、子ども会の問題もみんな一緒だと思うんですわ。

それでね、役員やりたくないから抜けるんですわとか、自主防の役員回ってくるの嫌なんですわとか、こういう話で逃げられる方が多いような気がするので、それじゃあ逆に、ブロックが大きくなればいいんじゃないのか、いろいろ簡単に思っちゃうんですけど、その辺含んでね、市民にも投げかけして、この20年という節目でね、次の次の清須市のコミュニティの在り方というのは、もうこうやってやってくんだというぐらいね、もう、いい方向に変わっていくのを期待してということで、質問にはなっとらんかも分かりませんが、この所管については、自主防の中をいかに高めていくかというときに、ブロックにこだわらないのも一つかなというふうにも思いますので、またいろいろ考えていただくようお願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかに。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

下のところで、新たにできる五条川防災センター費のところでお聞きします。

黄本のところで277ページにいろいろ書かれておりますし、また今回条例の中でも、また出てきますのであれなんですけど、一つは管理業務ですね。これは、どういうふうに何人配置されて、どういうふうにやっていこうと思われておるのかお聞きします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋です。

新川ふれあい防災センターと同じような形を考えておりまして、職員、常時2名配置をいたします。そして、また夜間の時間帯だとか、職員が休む日というのは、シルバーさんをお願いする予定です。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

シルバーと一緒に、職員は2名でやっていくということで、新川防災センターと同じような形というイメージだということで認識しましたので、分かりました。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかによろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ飛びまして、102、103ページ。

前のところですか、伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

申し訳ない。これ全然所管と関係ないことで、ここのね、予算書の表記の中に、新川防災センターという言葉がありますね。これは、新川ふれあい防災センターのことを指している、これまだこれね、議会終わっていない段階で、この表記にするというのは、こういう決め事があるんですか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

この予算書につきましては、議案ということで提出しております、令和6年度の事業名で書いておりますので、条例案が改正されたものを前提として新川防災センターという表記にしております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だから、その前提にすることが正しいというのは、理解できんのだけど。まだこれ上程はされ

たけど、議決がされていないものをここでもう採用、もうみんな手を挙げてくれるでいいわと、そういうことですか、これ。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

条例が先か、予算が先かということもあると思いますが、6年度の事業名ということで、このようにさせていただいております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

だから、名称の変更は、条例上やらなあかんことだということは分かっているが、こんなことは誰も反対しないから、もうやっていけりゃいいんだと、そういうことですね。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

岩田部長。

総務部長（岩田 喜一君）

予算書、財政部局が調製しているんですが、これで正しいものと思っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

伊藤委員。

伊藤 嘉起委員

いいです。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

102、103ページ、ございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

なければ、104、105ページ。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の総務常任委員会の所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 多 数 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

賛成多数でございます。

よって、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案の総務常任委員会の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 清須市地域振興基金条例案について説明をお願いいたします。

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

議案第7号について御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にさせていただきまして、市長提出議案等の3ページと説明資料の12ページを御覧ください。

議案第7号

清須市地域振興基金条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、合併特例債を活用して、地域振興を図るための事業に必要な財源を確保するため必要があるからです。

4ページを御覧ください。

清須市地域振興基金条例案

清須市地域振興基金条例

本案は、地方自治法第241条の規定に基づき、財政上有利な措置がある合併特例債を活用して、地域振興を図るための事業に必要な財源を確保するため、新たに清須市地域振興基金を設置するものです。

第1条は、基金の趣旨。

第2条は、基金の設置について定めており、ただいま申し上げた趣旨のとおりです。

第3条は、基金の積立てについて規定しています。令和6年度当初予算において、当基金へ10億円の積立てを予定しており、その財源として合併特例債を9億5,000万円起債します。なお、合併特例債は、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっています。

第4条は、基金の属する現金の管理。

第5条は、基金の運用から生ずる運用益金の処理について規定しています。

第6条は、基金の処分について規定しています。当基金は、基金造成のために起こした合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内において取崩しが可能となっており、西枇杷島町、清洲町、新川町合併協議会で策定した新市建設計画に位置付けられた事業に係る経費の財源に充てるときに限り、基金を処分することができるものです。

第7条は、繰替え運用。

第8条は、市長への委任について規定しています。

附則において、この条例の施行期日を令和6年4月1日からとするものです。

説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

はい。御苦労さまです。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第7号 清須市地域振興基金条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第7号 清須市地域振興基金条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案の総務部及び危機管理部の所管分について説明をお願いします。

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

議案第12号を説明します。

令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等の17ページを御覧ください。

議案第12号

清須市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、納税者等の利便性の向上を図るため、市民税等の減免の申請期限を変更する必要があるからです。

18ページを御覧ください。

清須市税条例等の一部を改正する条例案

清須市税条例等の一部を改正する条例

総務常任委員会の所管分は、第1条第1号、税条例の一部改正となります。

改正の内容は、各税の減免の申請期限について、納期限の7日前までであったものを納期限までに改めるものです。

税条例の一部改正で対象となる税は、市民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び特別土地保有税となります。

中ほどの附則です。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置の規定です。

議案第12号の説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

利便性の向上ということで、非常に市民側に立った目線での取組だと思っておりますが、なかなかこの減免の申請期限の変更によって、どういう状況が想定されるのかというのが、イメージが分かりづらい部分もあるものですから、こういった面で市民の利便性の向上が図られるよ、というような具体的な何か例をお話いただければと思いますが。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

渡辺税務課長。

税務課長（渡辺 由利子君）

税務課、渡辺です。

この減免の申請期限につきましては、もう長いこと納期限の7日前までとなっておりますが、今回、令和6年度から森林環境税を個人住民税均等割と合わせて賦課徴収をします。

国税である森林環境税の免除については、法律で規定されており、その申請期限を納期限までとしています。

個人住民税の申請期限を森林環境税に合わせることで、同じ申請日でありながら減免対象になる、ならないという混乱を防ぐことができ、納税者の利便性の向上につながるため、市民税等の減免の申請期限を納期限までに変更をするものです。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

納税者の立場に立って、しっかり取り組んでいただくようお願いして、質問を終わります。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案の総務常任委員会の所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第12号 清須市税条例等の一部を改正する条例案の総務常任委員会の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

それでは、令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等の19ページと市長提出議案等説明資料の18ページを御覧ください。

議案第13号について説明いたします。

議案第13号

清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市五条川防災センターの設置に伴い、所要の規定の整備等を行うため必要があるからです。

議案等の20ページを御覧ください。

清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

説明資料のほうの18ページを御覧ください。

今回の改正は、大きく三つの理由により改正するものです。

まず、一つ目は、清須市五条川防災センターの設置です。

現在、清洲庁舎跡地に避難所及び防災資機材等備蓄施設としての機能を有する鉄骨造2階建ての五条川防災センターの整備を進めており、令和6年7月1日の供用開始を予定しております。また、施設の使用料の額は、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づき算出し、表のとおりとなっております。

二つ目は、清須市新川ふれあい防災センターの名称変更です。

本市の公共施設において、例えば清須市西枇杷島生きがいセンターをにしび創造センター、清須市西枇杷島勤労福祉会館をにしびさわやかプラザと称することができるように規定されておりますが、これらと同様に、清須市新川ふれあい防災センターについても、正式名称を清須市新川防災センターに変更し、新川ふれあい防災センターと称することができるように改正するものです。

三つ目は、各防災関連施設の設置及び管理に関する条例の集約です。

例えば、清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例は、施設の目的や運用形態、例規の内容などが類似しているものを一つの条例に集約していますが、それと同様に、防災関連施設である清須市庄内川水防センター、清須市五条川防災センター及び清須市新川ふれあい防災センターの各施設の設置及び管理に関する条例についても集約し、一つの条例として整備するものです。

また、それに伴い、題名の新川ふれあい防災センターを防災センターに変更し、清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例を廃止することといたします。

次に、議案等の23ページを御覧ください。

中ほどにある附則でございます。

第1項、この条例は、令和6年7月1日から施行します。ただし、附則の次に施設名称と位置を掲載した表と、各施設の使用料の額を掲載した表の2表を加える改正規定のうち、清須市五条川防災センターに係る部分以外の規定とそれら以外の改正規定については、令和6年4月1日から施行します。

第2項は、清須市五条川防災センターの準備行為として、この条例の施行の日前において、改正後の清須市防災センターの設置及び管理に関する条例の規定の例により、第1号から議案等の

24ページを御覧をいただきまして、第7号までの業務を行うことができるよう規定したものでございます。

第3項及び第4項は、この条例改正で集約する清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例の廃止と、廃止に当たり庄内川水防センターの利用許可等の手続に関し、必要となる経過措置でございます。

議案第13号の説明は、以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

御苦労さまでした。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

あその前を通る度にですね、足場が取れて外観が見えてきて、立派なもののできたなという感想なんです。それで、いよいよ7月から開始をするということになります。

それぞれ新川ふれあい防災センター、今のものと合わせていくということになるわけですが、ここに使用料の額とかですね、施設の概要を書かれておるわけですが、黄本なんか見るとですね、利用の見込み等は、書かれていないんですよね。

いろいろまだ考えていかなあかん部分があるかと思うんですが、その辺については、この条例は条例で、きちっと設置していくのは重要だと思うわけですが、何かこの増改築と合わせて考えているようなことがあれば、それはどういうふうになっていくのかなというところが、気になりますので、どこが答えるか分かりませんが、ちょっと質問させていただきたいと思いますが。総務部ですか。ここの建設のあれとは関係ないですか、利用は。一時利用みたいなこと考えていないですか。黄本に載っていなかったものですから、利用のあれが、見込みが。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

黄本に載せていないという理由につきましては、あくまで新川防災センターのほうは過去の実績に基づいて見込んでおりますので、まだ五条川防災センターは実績がないものですから、とりあえずといいますか、今回は載せることを見送ったものでございます。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

加藤副委員長。

総務常任委員会副委員長（加藤 光則君）

分かりました。それ以上はないということですね、分かりました。また聞きます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第13号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第13号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

それでは、令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等の25ページと市長提出議案等説明資料の19ページを御覧ください。

議案第14号について説明いたします。

議案第14号

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の引上げ等を行う必要があるからです。

議案等の26ページを御覧ください。

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

主な内容を御説明いたします。

説明資料の19ページを御覧ください。

この度国は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、最近の社会経済情勢に鑑み、損害補償等の算定の基礎となる補償基礎額の引上げを行うべく一部改正を行い、令和6年4月1日に施行することとしております。

また、その他、消防作業従事者の範囲拡大の内容も含め、本市もそれに合わせて、清須市消防団員等公務災害補償条例を改正するものです。

なお、火災現場付近にて、応急消火に協力をした民間協力者である消防作業従事者の範囲拡大の内容につきましては、都道府県が市町村の消防を支援する場合において、航空消防隊に属する都道府県の職員が火災現場付近の者を消防作業に従事させたときは、その従事した者を消防作業従事者として扱うこととするものです。

また、補償基礎額の引上げにつきましては、非常勤消防団員又は非常勤水防団員は階級と勤務年数に応じて表のとおり金額の引上げを行い、消防作業従事者等については8,900円から9,100円へ金額を引き上げる内容となっております。

次に、議案等のほうの26ページを御覧ください。

中ほどにある附則についてです。

第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行します。

第2項は、補償基礎額の引上げに当たり、損害補償、傷病補償年金等の支給に関して必要となる経過措置でございます。

議案第14号の説明は、以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

林委員。

林 真子委員

林です。

確認だけなんですけれども、この中で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員となっておりますけれど、本市においては、これイコールで、水防団員という方はいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

本市の消防団員は、水防団員も兼ねております。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

ですと、水防団員、地域によっては、多分この水防団員という方もいらっしゃると思うんですが、例えばこの水防の作業という大変ですけど、この消防団の方と一緒に水防団員として活動しているというようなことは、ないということですね、この補償に関しても。あくまでも消防団員の方にといい意味でいいのでしょうか。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

あと、そういった消防団員等の方に指示をされて、その作業に協力して、けがをされたという場合は、その民間の方も補償ができる、そういった内容になっています。

以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

林委員。

林 真子委員

分かりました。ありがとうございます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ほかにございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、これで質疑を終了し、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

全員賛成でございます。

よって、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について説明をお願いします。

舟橋危機管理課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課、舟橋でございます。

令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等の85ページと市長提出議案等説明資料の34ページを御覧ください。

議案第29号について説明いたします。

議案第29号

工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

契約の期間、変更前、着手契約の日の翌日、完了令和6年3月29日

変更後、着手契約の日の翌日、完了令和6年4月30日

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

説明資料を御覧ください。

今回の契約期間の変更につきましては、変更の理由のところに記載されていますように、世界的な原材料の品薄、物流停滞等の影響により、国内の建設業におきましても資材の品不足等が発生し、本工事に必要な鉄骨の納期に3週間程度の遅延が生じたため、工期の延長が必要となり、工期を1か月ほど延長するものでございます。

なお、契約の金額及び契約の相手方には、変更がございません。

議案第29号の説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

挙手がないようですので、これで質疑を終了し、議案第29号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を申し上げます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第29号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案の総務部及び危機管理部の所管分について説明をお願いいたします。

服部財政課長。

財政課長（服部 浩之君）

財政課長、服部です。

議案第32号について、総務部及び危機管理部の所管分を一括して御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和5年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の5ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正です。

上段の追加です。下から二つ目、9款消防費、1項消防費、五条川防災センター整備事業は、工事に必要な鉄骨の納期に3週間程度の遅延が生じたため、工期の延長が必要になったもので、3億6,631万円を翌年度へ繰り越します。

6ページを御覧ください。

第3表地方債補正です。下から三つ目、防災センター整備事業は、事業費の減少に伴い、2億100万円を減額し、補正後の限度額を4億9,900万円に変更します。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入です。

2款の地方譲与税と3款から9款までの地方税交付金は、今年度の収入状況や愛知県から示された県税交付金見通しなどから決算見込額を推計し、それぞれ所要額を補正するものです。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額200万円の減額、1節地方揮発油譲与税です。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額900万円の増額、1節自動車重量譲与税です。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額100万円の増額、1節利子割交付金です。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額600万円の減額、1節配当割交付金です。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額1,800万円の増額、1節株式等譲渡所得割交付金です。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、補正額600万円の増額、1節法人事業税交付金です。

12ページ、13ページを御覧ください。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額5,700万円の減額、1節地方消費税交付金です。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、補正額300万円の

増額、1節環境性能割交付金です。

10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額900万円の増額、1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

14ページ、15ページを御覧ください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目消防費国庫補助金、補正額1,084万円の減額、1節消防費補助金です。説明欄を御覧いただき、消防防災施設整備費補助金の減額です。

3段目、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額318万3,000円の増額、1節総務管理費補助金です。説明欄を御覧いただき、元気な愛知の市町村づくり補助金の増額です。

16ページ、17ページを御覧ください。

3項県委託金、1目総務費委託金、補正額440万円の減額、3節選挙費委託金です。説明欄を御覧いただき、愛知県議会議員選挙事務委託金の減額です。

下から2段目、19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金、補正額17万7,000円の増額、1節介護保険特別会計繰入金です。

2項基金繰入金、1目基金繰入金、補正額6,000万円の減額、1節基金繰入金のうち、説明欄を御覧いただき、庁舎整備基金繰入金1,000万円の減額です。

18ページ、19ページを御覧ください。

2段目、21款諸収入、5項雑入、2目雑入、補正額1億9,993万4,000円の減額のうち、1節市町村振興協会交付金468万7,000円の減額で、説明欄を御覧いただき、市町村振興協会基金交付金199万6,000円の減額と市町村振興協会新宝くじ交付金269万1,000円の減額です。

その下、2節総務費雑入150万円の減額で、説明欄を御覧いただき、自治総合センター助成金の減額です。

2節下の8節、消防費雑入110万円の減額で、説明欄を御覧いただき、自治総合センター助成金の減額です。

22款市債、1項市債、3目消防債、補正額2億100万円の減額、1節防災対策債です。説明欄を御覧いただき、防災センター整備事業債の減額です。

歳入は、以上です。

続いて、歳出です。

20ページ、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額3億5,245万8,000円の増額、10節需用費から24節積立金までです。説明欄を御覧いただき、財産管理費46万円の減額、庁舎費2,800万円の減額及び基金管理費3億8,091万8,000円の増額です。基金管理費については、各基金の運用利子等を積み立てる他、今後の財政需要を考慮し、減債基金に7,735万7,000円、都市計画施設基金に2億円、義務教育施設整備基金に1億円の元金をそれぞれ積み立てます。

9目自治コミュニティ振興費、補正額150万円の減額、18節負担金、補助及び交付金です。説明欄を御覧いただき、コミュニティ施設費の減額です。

10目交通防犯対策費、補正額358万円の減額、12節委託料です。説明欄を御覧いただき、交通安全対策費の減額です。

22ページ、23ページを御覧ください。

2項徴税费、2目賦課徴収費、補正額120万円の減額、10節需用費と12節委託料です。説明欄を御覧いただき、市税課税费の減額です。

3段目、4項選挙費、3目県議会議員選挙費、補正額556万6,000円の減額、1節報酬から17節備品購入費までです。

30ページ、31ページを御覧ください。

3段目、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額200万円の減額、1節報酬です。説明欄を御覧いただき、消防団費の減額です。

4目防災対策費、補正額2億4,755万9,000円の減額、12節委託料から18節負担金、補助及び交付金までです。説明欄を御覧いただき、防災対策費110万円の減額と（仮称）五条川防災センター費2億4,645万9,000円の減額です。

36ページ、37ページを御覧ください。

2段目、11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額2,124万8,000円の減額、22節償還金、利子及び割引料です。

2目利子、補正額1,753万円の減額、22節償還金、利子及び割引料です。

総務部及び危機管理部所管分の説明は、以上です。

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

御苦労さまでした。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

それでは、これで質疑を終了し、議案第 3 2 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算 (第 9 号) 案の総務常任委員会の所管分について採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第 3 2 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算 (第 9 号) 案の総務常任委員会の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案についての審査は、終了しました。

これにより、明日 5 日に予定されていた総務常任委員会は、開催しないこととしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

御異議ございませんので、5日の総務常任委員会は、開催しないことといたします。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長 (富田 雄二君)

御異議ございませんので、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

総務常任委員会委員長（富田 雄二君）

御異議はございませんので、そのように決定いたします。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

早朝からお疲れさまでございました。

（ 時に午後 4時11分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月4日

総務常任委員会委員長 富田雄二